

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和6年3月11日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査の審査----- 質疑（西谷知美委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員、松本暁彦委員、出口こうじ委員）	3
議案第19号所管分の審査-----	35
議案第32号の審査----- 質疑（松本暁彦委員）	35
議案第20号所管分の審査----- 質疑（弘豊委員、藤浦雅彦委員、松本暁彦委員）	36
議案第23号の審査----- 質疑（弘豊委員、藤浦雅彦委員、松本暁彦委員）	37
議案第16号の審査----- 補足説明（次世代育成部長） 質疑（西谷知美委員、弘豊委員）	41
議案第24号の審査----- 質疑（西谷知美委員）	47
議案第25号の審査----- 質疑（弘豊委員）	47
採決-----	48
所管事項に関する調査について-----	49
閉会の宣告-----	50

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年3月11日(月) 午前10時 開会
午後 3時31分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 出口こうじ 委員 藤浦雅彦
委員 弘 豊 委員 西谷知美 委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育総務部長 安田 信吾 次世代育成部長 大橋 徹之
上下水道部長 末永 利彦 上下水道部次長兼下水道事業課長 檜本 宏充
教育総務部副理事兼学校教育課長 河平 浩一 教育政策課長 松田 紀子
子育て支援課長 飯野 祐介 家庭児童相談課長 古賀 順也
こども教育課長 湯原 正治 経営企画課長 辻 稔秀
料金課長 森崎 孝弘 水道施設課長 井上 齊之
学校教育課参事 松本 拓三 同課参事 田中 大介
下水道事業課参事 名古屋 幸祐

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西 健一 同局主査 松木 愛

1. 案件(審査順)

議案第 2号 令和6年度摂津市水道事業会計予算
議案第 3号 令和6年度摂津市下水道事業会計予算
議案第10号 令和5年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第11号 令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第19号 摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条

(摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)に関する部分)

議案第 32 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 20 号 摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分 (いじめ問題対策委員会委員に関する部分)

議案第 23 号 摂津市立学校条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 16 号 摂津市子どもを虐待から守る条例制定の件

議案第 24 号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 25 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

それでは、先週に引き続き、議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査を行います。

質疑に入ります。

西谷委員。

○西谷知美委員 2回目の質問をさせていただきます。

近隣市との連携とか、災害対策についてです。近隣市とは水道管がつながっていて、いざというときには、その連絡管で水道水を融通できることは理解いたしました。

例えば能登半島地震のような大きな災害が発生したとき、全国から応援に来られます。そういった災害時の応援体制は、どのような仕組みになっているのかお聞かせください。

次、耐震化についてです。着々と進められていることが分かりました。マンホールトイレ設置に関して、予算書84ページ、第二工区の記載があり、早期に発注されています。いつ頃完成の予定で考えられているかお聞かせください。

経営の健全化についてです。上下水道ビジョンの見直しを実施する目的は理解できました。具体的にどのような項目の見直しを目的とされているのかお聞かせください。

人材育成についてです。水道と下水道の研修費内容は分かりました。それぞれ技術職員の技術力向上を目指していただきたい。人材育成は、すぐに成果が出るものではなく、継続的に進めてこそ、成果が出てくるものと思います。今後も、引き続き、

人材育成に力を入れていただきたい。

今、消防で、北摂5市で取り組まれています。近隣市と情報交換をして一緒に勉強を重ねるなど、せっかく北摂って結構、いろんな事業で連携を組んでいることが多いので、実施していただきたい。

次、雨水対策についてです。

継続的に東別府地域で雨水管の整備工事を進めていただいていることは分かりました。令和6年度の工事で、どこがその恩恵を受けるのか、場所と具体的な面積をお示してください。

また、マンホールカードについてです。結構思ったより、たくさんの方が1週間のうちに受け取りに来られており、様々なイベントでもお配りいただいているのを目にしています。引き続き、市のプロモーション的な形で活用いただきたい。

太中浄水場の状況については理解できました。

ほかの井戸についての数値について、お聞かせいただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 それでは、能登半島地震のような大きな災害が発生した際に、広域の応援体制はどのようなになっているのかというお問い合わせに対して御答弁申し上げます。

水道事業体におきましては、全国的な組織といたしまして、日本水道協会という組織がございます。能登半島地震におきまして、全国から多くの事業者が、応急給水活動や応急復旧活動のため、被災地へ職員を派遣しておりますけれども、それは、石川県から日本水道協会、そして、日本水道協会の各地方支部、そして、都道府県支部を

通じまして、全国の事業体に応援が呼びかけられているものでございます。

現在も、被災地では、懸命の活動が行われておりまして、本市におきましても、穴水町における応急給水活動、そして、能登町における応急復旧活動を行ったところでございます。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 下水道の耐震化に伴って、現在、マンホールトイレを整備している状況ですが、完成がいつ頃かという御質問にお答えいたします。

現在、発注しております第二工区につきましては、令和6年度の9月秋頃を完成に発注しております。

以上になります。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 上下水道ビジョンの見直しの内容、項目についてのお問いでございます。

見直しの項目でございますけども、現時点での各種目標等の達成状況の評価がまず、1点。

それから、人口推移、水需要予測、この辺も変わってきておりますので、その辺の見直しが1点。

それから、各種施設等の更新需要の見直しが1点。

それから、電力価格の高騰による影響の反映が1点。

それから、令和7年度から予定されております流域下水道維持管理負担金の増額による影響の反映が1点等々を踏まえまして、計画期間前半の決算を反映いたしまして、財政収支見通しの見直しを行いたいと存じます。

以上です。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 東別府地区の雨水整備について、令和6年度はどこが恩恵を受けるのか、また、面積は幾らかという御質問にお答えいたします。

令和6年度は、東別府雨水幹線から東側中央環状線に向かって整備を進めていております。令和6年度で恩恵を受けれるようになるのは、その整備が終われば、雨水幹線より東側の南地区においての雨水を排除することが可能になります。

面積としまして、0.25ヘクタールを予定しております。

以上でございます。

○村上英明委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは太中浄水場におけるPFOAの各井戸の状況について答弁申し上げます。

引き続き、各井戸の水質検査を行っておりますが、おおむね横ばいのような状況になっております。年明け1月以降の状況でございますと、1ナノグラムパーリットル、1リットル当たり1ナノグラム未満の井戸もございます。

残りにつきましては、1リットル当たり5ナノグラムから大きいところで11ナノグラムということで、全て、今、暫定目標値であります、1リットル当たり50ナノミリグラムは、十分に下回っている状況でございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 広域応援の件について細かい説明ありがとうございました。

いつ摂津市が災害を受けるかも分かりません。昨日のニュースで、珠洲市が水道通ったってというニュースが流れていました。全部通ったんかと思ったら、最後にキャスターの方が復旧したのは、わずか2%

にすぎませんと。もう珠洲市全部が通ったんだって、思うところだったんです。まだ2%で、摂津市からも、引き続き応援が続くと思います。

よくニュースで穴水町、能登町というワードが出てきます。貢献していただいていることを実感して、感謝の気持ちをお伝えするとともに、全国でしっかり危機管理の応援体制、水道事業を維持していく必要性を、ひしひしと感じます。引き続き、大阪府と大阪府内の各自治体とも連携して、よろしく願いいたします。

次に、マンホールトイレの設置についてです。細かく計画に沿って進められていくことを確認できました。引き続き、マンホールトイレの整備も、よろしく願いいたします。

上下水道ビジョンの見直しについてです。内容をしっかり精査していただいて、12月の委員会でも電力の高騰とか、予期せぬことが多々起きており、なかなか今後の安定した事業の見通しが立てづらい状況にあるとは思っています。

しかし、水道は、本当に市民の生活を支えるものです。コストカットしていただくのは当たり前なんですけれども、もうけなければいけないというものでもないと思うんです。多少、赤字であっても、とにかく安心・安全な水を届けることが、非常に大事だと思います。しっかりコストカットはしていただくけれども、必要な工事については、金額をかけられるように、財政全体として見直していく必要があります。

引き続き、上下水道ビジョンの精査、よろしく願いいたします。

東別府の雨水管理についてです。昨年度も、東別府の雨水管理の整備についてお尋ねしています。着実に整備進んでおり、地

域に住む人々にとっても安心できる摂津市の体制維持のために頑張っていただきたい。要望としておきます。

最後は、太中浄水場の件です。年明け以降、2号井戸以外は、それほどの数値が出ていないということです。原因は、何となく分かるのでしょうか。お聞かせいただきたい。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、太中浄水場におけるPFOAの検出の原因についてお答えいたします。

太中浄水場につきましては、深井戸と呼ばれます深さ150メートルから200メートルの井戸から、地下水を水源として浄水したものを送水させていただいております。何分、そういった地下深くの水源からの取水ということで、昨年8月に2号井戸のちょっと高い値を確認いたしました。その地下水の水脈によって、そういった値を拾っていたのかと考えております。

何分、地下の水脈ですので、その水脈がどこからどう流れているかっていうのは、確認が難しいということで、今、上下水道部として、その原因を確認することは困難かと考えております。

我々、水道事業者としまして、安全な水を送るために水質の管理は引き続きして、安全な水を供給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 2号井戸以外のところが出ていない原因について、水脈かもしれないということで、理解いたしました。

今、大阪府内の様々な自治体や全国ニュ

ースで、化学工場が原因とか、米軍基地が
っていうところもあります。また、産業廃
棄物が流れ出したっていうところもあり
ます。2号井戸については、本当に原因究
明が難しいかと思うんですけれども、他市
とも連携していただいて、とにかく安心・
安全な水の供給について努めていただき
たい。

以上です。

○村上英明委員長 西谷委員の質問が終
わりました。

次に、弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

では、質問させていただきます。

最初に、水道施設課に関わる部分です。
補正予算書で、今回、水質モニター保守点
検業務委託料が、債務負担行為の廃止で上
がっているんです。この水質モニター業務
はどういったものであるか教えてほしい。

債務負担を廃止して大丈夫なのか、そこ
ら辺りもお聞かせいただきたい。

併せて、補正予算で、施設改修費4,0
00万円ほど減額補正になっています。今
年度、予定していた工事はできているのか、
工事差金だけなのか、教えていただきたい。

次に、太中浄水場の維持管理運営事業で
す。補正予算書の138ページです。今、
西谷委員からも水質状況についてござい
ました。2号井戸を、今、休止をしている
わけです。休止をして、くみ上げていない、
2号井戸の今の水質状況は、恐らくそんな
に変化がないという答えがあったと思う
んです。実際調べてみないことには、再開
のめどが立たないと思うんです。再開のめ
どについて、改めて聞いておきます。

それから、太中浄水場の動力費のところ
です。今年度と比べて次年度、約5,00
0万円の減額の予算が組まれています。こ

の動力費の見込みについては、物価高騰の
予想が一定、出てきたことの受け止めと思
うんです。そこら辺りの確認と、井戸一つ
止めていることで、動力費が大分変わっ
たりするのも教えてもらいたい。

それから、予算概要140ページ、受水
事業があります。企業団水の割合の増加で、
恐らく約1,200万円の増額になってい
ると思うんです。ここも、太中浄水場の2
号井戸を止めている影響なのか、そうだと
したら、年間止めたことを想定して組まれ
ているのかも教えてほしいです。

それと、連続立体交差事業に伴う給排水
管の移設工事についてです。この工事業
業計画の地図を、先日配られたと思います。
これを見ていたときに、連立の給排水管の
工事のところが、丸で囲ってあるんです。
下水道のところと重ねて見たときに、今回、
上下水道をリンクさせて工事発注もされ
ていると思うんです。下水道の部分よりも、
水道の部分が短く見えているんです。その
点もお聞かせいただきたい。

次に、下水道事業課に関わる部分です。

補正予算書の15ページです。公共下水
道工事で減額補正の金額が割と大きいと思
っています。1億2,148万7,00
0円、今年度予定していた工事ができ
ているのか、そこら辺りをお聞かせいた
きたい。

次に、予算概要158ページ、公共下水
道整備事業です。先ほど、西谷委員から
ありましたマンホールトイレの設置に関
わってです。次年度は、今回上がっている
部分が、千里丘小学校と味生小学校、それ
から第二中学校です。今年度、第一中
学校、第三中学校、第四中学校と思
うんです。千里丘小学校が、今、校舎の
大きな工事を進めており、プールが
ない状態です。マンホ

ールトイレの計画を、去年、お聞きしたとき、流すのに学校のプールの水を活用することをお聞きしたかと思うんです。そこら辺りの関係で、マンホールトイレは設置されるけれども、実際使えないということにはならないのか。その点についてお聞かせをいただきたい。

あと、令和6年度当初予算主要事業一覧にも上がっていました内水浸水想定区域図の作成についてです。どういう経緯で作成するに至っているのか、市民の皆さんに対して、どういう周知をしていくのか、事業費の項目の中で、幾らぐらいが充てられるのかがよく分かんなかったのので、分かれば教えてください。

料金課にいきます。決算のときにも言ったと思うんです。料金収納に関わって、口座振替の割合を高める努力がいます。多様な支払方法、コンビニでの支払いとか、今後キャッシュレスみたいなことも、いろいろ検討されていると思うんです。でも、口座振替のほうが、市としても手数料が安く済むと思います。そういうところの工夫を教えてください。

それから、マイポータルが、昨年年末から稼働していると思います。利用状況とか、始まったところですが、分かれば教えてください。

経営企画課に関わってです。

次年度、上下水道ビジョンの中間見直しですが、私も気にはなっています。以前から見直し時期を延期して、次年度になってきているかと思うんです。見直しのポイントっていうか、そこら辺りは、今もお答えがありました。また、代表質問の中でも、いろいろ議論があったと思います。確認ですが、この見直しは業務委託料で委託をされていくわけですか。これは、ビジョン策定時に

関わっていただいた業者と考えていいのか、そこら辺りの点をお聞かせください。また、業務委託なので、どんなことを委託先にお願ひするのかをお聞かせください。

もう一点、経営企画課に関わる部分で、予算概要158ページ、企業債元金償還金等々の部分です。それから、予算書を見ている中で、資本費平準化債、それから、資本費平準化債借換債という費目がありました。今年度はこの資本費平準化債は発行してなくて、今後、これの発行が減るのか、たしか、何か予算のときにおっしゃっていたと思うんです。今回また上がっているので、調べてたら、資本費平準化債の拡充について、国の何か制度の見直しがあったんですか。そこら辺りと絡んでのことなのか、お聞かせをいただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 答弁をお願いします。

井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、水質モニターの内容と債務負担の廃止についての内容について御答弁いたします。

水質モニターにつきましては、水道水の色度、濁度、pH、あと残留塩素を常時監視するものでございます。浄水場と、各送水場に1か所ずつ、また、市内には各送水場からの排水管の、おおむね管末の位置に、計6基設置されております。

各モニターで計測された情報につきましては、常時、太中浄水場の監視室に送られてきて、常に監視されている状況でございます。この令和5年度は、当初予算で固定資産取得費として、この水質モニターの購入費と、この購入したモニターの10年間の保守について、令和5年度から令和15年度までの期間において債務負担を設定させていただいておりました。これにつ

きましては、市内にあります水質モニター1基が、この令和4年度末に設置後13年経過するというので、このモニターの更新と保守点検業務を入札によって業者を決定、発注する予定でございました。

ただ、入札に当たり、見積りを参考に積算を行いまして、入札を実施させていただいたわけです。しかし、入札が不調に終わり、この更新・保守の発注につきましては、令和5年度での発注が困難と考えまして、発注を見送り、債務負担についても廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、施設改修費の4,000万円の減額補正についてでございます。

施設改修費の4,000万円の減額補正につきましては、中央送水場2号配水池耐震補強工事の年度末の見込みによるものでございます。本工事は、令和4年度から令和5年度の2か年にわたる工事でございます。債務負担行為を設定させていただいて、令和4年8月に制限付一般競争入札を実施いたしました。最低落札価格での業者決定となりました。

したがって、設計価格に対し、最低の落札価格での入札になりましたので、最終的に令和5年度執行分につきましては、予算額に対して4,000万円の不用額が見込まれたものでございます。

続きまして、太中浄水場の2号井戸の休止、再開のめどについてでございます。これにつきましては、先日の西谷委員の答弁でも申し上げたように、なかなか今、いつと言うのが申し上げにくいところでございます。引き続き、各井戸の水質も監視しながら、これが下がっていくような傾向が見られた場合に、改めて2号井戸の調査をして再開するかどうかという判断になっていくかと思っております。もう一つ、今、国で

も、専門家会議で暫定目標値の検討もされております。そういった動向も見据えていく必要があるのかと考えております。

次に、動力費について、物価の動向等をどのように見込んでいるかということでございます。

動力費は、浄水場や送水場施設の運転に係る電気料でございます。これまで年間の動力費が大体8,000万円前後ということで、決算額が推移しておりました。

ただ、御存じの令和4年には、電力費の高騰がございましたので、補正予算計上して1億円程度の決算額になったということです。令和5年度も、こういった状況を見込みまして、約1億6,000万円の予算を計上させていただいていたところでございます。

ただ、その後、電気料金の高騰が収束し始めたということとです。あと、国の物価高騰対策による補助もございましたので、最終的に令和5年度におきましては4,000万円の減額補正をさせていただくことになりました。

以上でございます。

続きまして、受水費の受水量についての問いにお答えいたします。

この受水量につきましては、先ほど、委員がおっしゃられましたように、太中浄水場の2号井戸の減少を見込んでおります。この井戸によって取水量が違ってくるんですが、2号井戸については、おおむね日量600立方メートルで、この年間分を令和6年度におきましては、受水量に置き換えるという形で、予算を計上させていただいております。

続きまして、連続立体交差事業の下水道移設、水道移設の延長の差についての問いにお答えいたします。

まず、今回、連続立体交差事業に関連いたしまして、下水道及び水道の移設工事が発生するわけです。まず、深い位置にございます下水道のほうの工事が先行して、その後、水道のほうが施工していくという形になります。その中で、水道埋設の必要があるところと、ないところがございます。その辺が下水道のほうと、延長の差が出ているところがございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 補正予算の下水道工事費の減額についての質問にお答えいたします。

減額になりました理由としましては、公共下水道工事の落札減が主な内容となっております。

今年度予定分の執行は、全て執行できているという状況になっております。減額が大きくなった理由としまして、マンホールトイレの工事価格の減額が、非常に大きかったことと、東別府地区で行っております雨水管布設工事の出来高を見直したための減額になっております。

続きまして、マンホールトイレの千里丘小学校の改修工事と、マンホールトイレの利用についての質問にお答えします。

千里丘小学校の工事のスケジュールとか、内容とかについては、常に協議しながら行っておるところでございます。

令和6年の8月までに、マンホールトイレの工事を終わらせて、千里丘小学校に引き継ぐ予定になっております。

今回、設置しますマンホールトイレにつきましては、貯留機能を持たせているものもございますので、学校の改修が終わるまでは、その貯留施設を使って、使用できると考えております。また、完成した暁には、

千里丘小学校のプールの水を利用した運用をしていく予定にしております。

続きまして、内水ハザードマップの更新に至った経緯と市民の方へ、どういうふう周知していくか。また、幾ら費用を見ているかというお問い合わせにお答えいたします。

経緯につきましては、全国的に発生しております集中豪雨とかを勘案しまして、令和3年度に水防法が改正されまして、1時間当たりの降雨強度が変更になりました。そのために、既存の内水浸水想定区域図よりも、さらに強い雨を降らせた場合の浸水想定区域図を作りなさいと、更新の指示が国からあったもので、今回、更新に至るものです。

また、更新することで、国からの補助金も、雨水整備に關していただけるということなので、それも踏まえて、来年度で更新する予定にしております。

市民への周知につきましては、基本的には、ホームページでの公表と、コミュニティプラザ、公民館等に設置していただいて、市民の方に閲覧していただくということを考えておりますので、特段費用は計上しておりません。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 動力費が本年度と比べて5,000万円ほどダウンしている、その見込みについて、私から予算上の話として答弁申し上げたいと思います。

動力費につきましては、令和4年度に急騰いたしまして、令和5年度の予算編成の段階で、令和5年度どこまでいるのか、非常に目測がつきにくい状況で急騰した結果、令和5年度の予算をかなり多く措置させていただいたんです。その結果、国の補助金等々の影響もございまして、比較的穏

やかな料金体系を維持していただいていることもありまして、決算といたしましては、微増の範囲で収まりそうです。

したがって、令和5年度が計上し過ぎたといえますか、予算要求をし過ぎたことによりまして、令和6年度は、相対的な話になりますけれども、これだけの減額という形にはなっております。しかし、通常の年よりは、動力費等の予算措置としては、若干多めでの数字でございます。

以上です。

○村上英明委員長 森崎課長。

○森崎料金課長 それでは、弘委員の料金課に係る御質問に御答弁申し上げます。

まず、料金の収納に関する御質問でございます。委員が御指摘のとおり、確かに口座振替に関しましては、令和4年度の実績でいうと67%が収納件数になっており、令和3年度の69%からやや微減とはなっておりますが、安定した収納方法であることは、確かに否めません。

その一方で、市民のニーズに応えるため、コンビニ決済あるいはキャッシュレス決済等に対して、市としてその選択方法を準備することも重要であると考えております。今後は、その推移を見ながら、それらに備えていきたいと考えております。

続きまして、ポータルサイトの運用状況に関する御質問でございますが、12月から2月末までの利用状況で申し上げますと、開栓が113件、閉栓が129件、ポータルサイトの会員登録受付に関しましては162件の利用となっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 それでは、上下水道ビジョン等の中間見直しのお問いに対して御答弁申し上げます。

委託業者の選定方法のお問いにつきましては、現在、指名競争入札の準備をしておるところでございます。

策定時に携わっていた業者も、もちろんお声がけはさせていただこうと思っておりますけれども、その他にも、当該ビジョンの見直しが可能な業者等を含めまして、入札準備を進めているところでございます。

その見直しの内容につきましては、先ほどの西谷委員の質問でも御答弁させていただきましたとおり、いろいろと目標等を定めておりますので、それが進捗状況を含めて、評価がどのようになっているのかということ、改めて見直すことと人口推移については、令和元年度策定時に、モデルとしてありました国立社会保障・人口問題研究所のモデルを基に算定しております。しかし、実際は、摂津市においては、国立社会保障・人口問題研究所の推定よりは人口の減少は穏やかであるので、その辺を加味した見直し、そして、水需要予測の見直し、各種施設の更新需要の見直しにつきましては、アセットマネジメント、ストックマネジメント等々ございますので、その辺が実態と即して、現在どのようになっているのかというところの見直しで、更新需要に係る費用を新たに算出したいということでございます。

それから、後は電力価格の高騰でございます。こちら、先ほど来からの話でございます。今後その電力が、また、さらに高騰するかどうか分かりませんが、少なくとも、令和4年度につきましては、非常に電力が高騰して、費用に打撃を与えた経過がございますので、そちらは決算状況といたしまして、加味せざるを得ないというところでございます。

それから、令和7年度から流域の下水道

の維持管理負担金が増えるということで、こちらは大阪府から会議で出席した折に、内申というか、あったわけです。大阪府の下水道事業会計におきましても、企業会計が導入されている関係で、施設の減価償却費を構成する市町村にも負担いただくべきだろうということが決定されたようで、そちらの負担が重くのしかかってくるであろうと推測をしております。

後は、これが一番大きいかと思うんですけど、計画期間が半分過ぎております。前半の計画は、決算に置き換えることが可能です。特に、施設の改修等々、入札で落札の減が発生しておりますので、そちらを正値と置き換えることによって、より10年後の目標といいますか、見通しが立ちやすいのではないかと考えております。

あと、資本費平準化債のお話でございます。

もともと資本費平準化債と申しますのは、下水道の管渠が耐用年数50年でございます。企業債の償還年数が、それに引き換えて30年ないしは40年ということで、50年で割って、毎年費用化いたします減価償却費のほうが、30年ないしは40年で割る企業債の償還額よりも少なくなってしまう逆転現象が生じます。その差額につままして、20年を償還年数の上限といたしまして起債の発行が認められているものでございます。

委員がおっしゃいますように、令和5年度に、資本費平準化債が予算措置できなくなりました。これは企業債の償還が一定進んできたことによりまして、令和5年度以降は、企業債の元金償還額が減価償却費を上回らないこととなったために、資本費平準化債の発行要件に該当しなくなりました。そのときは、もう令和5年度以降はず

っとこの資本費平準化債は該当しないんだろうとっておりました。それが、今回、資本費平準化債発行可能額の計算におきまして、企業債の元金償還額から引くこととされていまして資本費平準化債の元金償還額は、今回の要件緩和により参入することが可能になったということで、要件緩和が行われたわけでございます。その辺りが、資本費平準化債がまた発行できるようになった理由でございます。

以上です。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

水道施設課に関わる部分で、補正予算の水質モニターです。今回、債務負担行為を廃止して、その分で業務に問題なく、滞りなくいけるのかお聞きします。業務委託ではなく、職員で、これはもうやりますってということになるのか、お教えいただきたい。

施設改修費の減の部分は了解しました。

太中浄水場の部分についてです。動力費の見込みの部分は、今おっしゃられたとおりで分かりました。

水質状況で2号井戸の今後の部分です。なかなか原因特定について、地下水脈の調査みたいなことは難しい部分があると思うんです。6本ある井戸の中で1本だけが、そうなっていることも不思議だと思ひ至り、また、茨木市でも地下水で、濃度の高い数値が出ているみたいなどころがあるのも耳にしたりしています。やっぱり調査が必要なんじゃないのかと思っています。その辺の技術的な部分を含めて、また、研究していただきたい。

それと、去年と今年と大阪広域水道企業団に行かせてもらっています。そこで四條畷市の田原浄水場っていうところで、山の

上のほうに井戸水をくみ上げて活用していた小規模の浄水施設があったんです。そこがPFOAの数値を最初に測定したというか、水道の要検討項目に上がった年から、大阪広域水道企業団としても、そこを調査するようになりました。最初の調査で70ナノミリグラムから80ナノミリグラムぐらいのPFOAが出て、これは使えないので運転を止め、その後も、半期ごとに調査はしたけれども、数値が下がらないので、去年の2月に浄水場は廃止されたようです。そこに供給されていた水は、村野浄水場からの水に切り替え、今、運用されているそうです。そういう状況も、大阪府内の近隣であるので、摂津市の太中浄水場の井戸が、どうなのかは、今後、しっかりと見ておかないといけないと思っています。

水源が川とかだったら、やっぱりどんどん薄まっていきますが、このPFOAという物質が、難分解性というか、環境中で、なかなか分解されない、だんだんと蓄積、浸透していつているんだとしたら、改善が見込めないこともあるかもしれない。そうなっては困ると思っています。そのところの点は、調査を、引き続き検討されたいと思っています。要望としておきます。

次に、受水費の部分も、先ほどの絡みで結構です。

連続立体交差事業に伴う給水管移設工事の件です。これも御説明いただいた中身で、全部、下水道と同じように埋め込まないかんわけではないということです。同じ区間を工事するんだったら、できるだけ効率的にやることは大事と思いました。しっかりされているということで了解しました。

次に、下水道事業課に関わっての部分です。

補正予算の点については了解です。

マンホールトイレの関係です。千里丘小学校、当面プールがなくても、貯水機能を持たせておれば大丈夫ということです。その貯水施設は、貯水槽みたいなのを一緒に埋め込むと考えた方がいいのか、どんな感じになるのか、お聞かせください。

それと、内水浸水想定区域図の件です。この間、防災で洪水ハザードマップを、全戸配布されていました。それとは内容的にはちょっと違うんだと思います。

ただ、大雨が降ったときに、浸かる地域とかには、一定、丁寧にお知らせすることも必要と思います。予算の中に、市民の皆さんに配布するようなものは含まれていないから、どうなのかと思って、確認でお聞かせいただいたんです。今回どちらかというと、国のほうで、整備しなさいっていうことでやるわけです。作った成果物は、やっぱり有効に活用していく、そこら辺りの工夫の検討もお願いしておきます。要望しておきます。

料金課に関わってです。これも要望にしておきます。市民の皆さんに、今後、水道料金の関係も、上下水道ビジョンと経営戦略の見直しの中では、また、出てくると思います。そのときに上下水道部としても、こんな経営努力をやっているんだみたいな啓発的な意味合いもあると思うんです。水道や下水道の啓発って、意識を持って見る人は知っているけども、なかなかふだんの生活の中で見えてこない部分が多いと思います。

上下水道のマイポータルです。今、お聞きしたら、3か月で登録されている方が162件ほどです。こういうのが始まったん

だというようなことが、広報には載りました。それを何か意識して登録しようっていうところには、まだまだ市民の皆さんにはないと思います。どこかの機会、どういう方法で、もっと皆さんとつながれるのか、また、そこにつながる人たちに、水道のことについてもっと関心を持ってもらうことがあると思います。口座振替が一番経費としては安くつくということ、森崎課長の国保年金課のときにいろいろと培ったノウハウもあると思いますので、そういうのも活用してもらえたらと思います。

経営企画課の部分で、上下水道ビジョンの業務委託です。

指名競争入札でやられるのが一般的だと思うんです。何となくその前に作っていただいたところに、データとかも含めて蓄積があるのかと思ったりしつつ、一からの企画は、その委託料のところで差がついたりしないのか。いろいろと考えたりもしてたもんで、お聞きしましたが、その点については、了解しました。

今回の中間見直しは、いろんな変化の中、見直しをかけていくということです。市民的にはやっぱり料金のところですか。課長が財政収支見直しについて、おっしゃられました。そこら辺りのところが大きな関心事になってくると思っています。

今の時点で、物価高騰の影響が大きいこともおっしゃられていたと思うんです。電力、ガスとかには、国から補助金が出ていたと思うんですが、水道には、物価高騰に対する補助みたいなのはないです。いろんな外部的な原因があって、経営状況に影響してくるのは、物価高騰だけではなくて、あると思うんです。例えばJR東海の地下水くみ上げの影響で、大口需要側が減になった出来事もあったと思うし、先ほど来、

言っていたPFOAの影響で、井戸が一つ使えないことも、経営状況には関わってくる。例えば、その井戸が汚染されて、その汚染源が特定されたら、そこに対する賠償等も出てくると思うんです。よその河川とか、大きな米軍基地とか、水質改善するためにかかった費用を、何とか原因元に負担してもらえないのか、交渉もやられていることもお聞きします。そういった点では、上下水道ビジョンと直接結びつくことではないかもしれませんが、いろんなところで補助金だけでない、その経営に関わって、収入確保みたいなことができないのか、検討していつてもらいたい。要望にとどめておきます。

最後、お聞きした資本費平準化債に関わっている部分です。今回、国の要件見直しもあって、資本費平準化債借換債が発行できるんですけども、仮に発行できないことになった場合、予算的にはどういったところからの歳入確保になっていたのかお聞かせいただきたい。

以上、2回目です。

○村上英明委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、水質モニターの維持管理も含めた今後の対応をどうしていくかということについてお答えいたします。

今回の更新につきましては、水質モニター1基のみの更新でございまして、なかなかスケールメリットは働かなかったということも、応札業者を限定する要因であったと考えております。

このほかにも、今後更新時期を迎えてくる水質モニターもございまして、今回予定していたモニターにつきましては、保守・修繕により維持しながら、ほかの水質モニターも含めた更新計画を検討して、効

率的で経済的な更新を実施してまいりたいと考えております。

その中で、維持管理につきまして、今回の更新を予定していた水質モニターにつきましても、業者による点検を毎年実施しております。これ以外にも我々、職員のほうで点検する仕組みを作りまして、定期的におおむね2か月に1回、この水質モニターの点検を実践させていただいたところでもございます。

こういう形で、維持管理を図りながら、適切な更新を実施してまいりたいと考えてます。

以上でございます。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 マンホールトイレの貯留型についての御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃる貯留槽を作るわけではなく、マンホールトイレの最上部に、普通の塩ビ型のますが設置してあり、そこに堰がありまして、そのますの中に水を一旦ためて、その堰を外すことで、水の勢いをつけて排せつ物を流すという形を貯留型と呼んでおります。特段大きな別途、貯留槽を作るわけではなく、一連のマンホールトイレ、塩ビ管の管とますとの編成でできている構造になっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 最後の御質問でございました平準化債が発行できなければどうなっていたのかというお問い合わせでございます。

今回資本費平準化債といたしまして6億4,200万円の計上をしております。仮にこの6億4,200万円を資本費平準化債として発行できなかった場合につき

ましては、一般会計の基準外の繰入金でございます一般会計補助金を頂く予定をしておりました。

以上です。

○村上英明委員長 樫本次長。

○樫本上下水道部次長 マンホールトイレについて少し補足で御説明させていただきます。

例えば、マンホールトイレをつけるときは、必ずプールの水を使い、流すということで話をさせてもらっているんです。今回、千里丘小学校につきましても、マンホールトイレを使うときには、そのとおりで、ますとトイレと管のところ、特に、トイレがつながっている管のところで、水をためると、そこで多くなったときには、堰を上げて水を流すようにして排除していくという形になっておるんです。今回、千里丘小学校については、プールができるまでは、その分には中水か何か、このマンホールトイレの構造物の中に水を入れていかないといけない。あくまでも暫定的という形で御理解していただければと思います。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 3回目は要望にしておきます。

水質モニターに関わってです。なかなか、業者の応札が難しかったということです。例えば、職員が2か月に1回、回ることで対応が可能だということです。また、引き続きほかのモニターの更新時期と合わせて、今後また業務委託に切り替えていくことで理解いたしました。了解です。

マンホールトイレの部分です。プールがない時期に、わざわざ千里丘小学校を先にやるよりも、ほかにも優先してやったほうが良いところがあると思ったりはしたんです。ただ、掘り返してまた埋めてって

うことをやるより、今、一緒にやったほうが効率がいいということで何かやられるんだと思います。ほかの学校についても、学校がやられている時期に、この工事もされていくと思います。そこら辺りは、無駄のないように、効率的な運用をお願いします。

あと、鳥飼地域が後になっていることについては、これまで整備されているところとのバランスもあるかと思うので、次年度はぜひ取替えをしっかりと取り組んでいていただきたい。

最後の資本費平準化債の点です。基準外繰入れで、一般会計から、これまでも入れている部分があつてということだと思います。今年度の予算のときに、資本費平準化債が発行できないことをおっしゃっていた中では、基準外の繰入れは極力なくしていくことで、この雨水排除のための決められた部分での繰入れが、今、一般会計からの繰入れという認識ではあったんです。分かりました。

以上、終わっておきます。

○村上英明委員長 弘委員の質問が終わりました。次に、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問させていただきます。

1番目、退職引当金について、水道の予算書16ページにあります。令和6年度の財務諸表に関する注記に退職給付引当金に関する経過措置が記載されています。この点、説明いただきたい。

2番目、同じく予算書15ページ、無形固定資産、電話加入権について、減価償却資産とされています。この件についても御説明をお願いします。

3番目、歳入確保についてです。今年、中間見直しを行います上下水道ビジョン

です。水道料金などにも関係してくる中で、歳入の確保策が必要やと思うんです。新たな取組について何か考えておられることがあるのか聞いておきます。

4番目、予算概要140ページ、汚泥残渣処理事業があります。この汚泥の成分、そして、年間どれぐらいの量になっているのかについて、お願いします。

5番目、水道料金の収納事業についてです。これは弘委員が質問されたのと、ほぼ一緒になります。キャッシュレス決済の導入については、早期実現をお願いしたいので要望としておきます。

6番目、配水系統についてです。上下水道事業年報72ページに配水系統の施設図が載っています。千里丘地域は、万博浄水場から来た水を千里丘排水場で受けて、それを排水しているということになっています。JRを挟んで、南側は太中浄水場系で、太中浄水場から出た水が、排水されているということです。昔、融通して、押し合いをしていって、一部、千里丘1丁目、2丁目ぐらいまでは、太中浄水場の水が来ていました。現在はどういう形に融通しているのかについて、1回目お願いします。

7番目、水道の地震に対するBCPについてです。決算のときは、水害に対するBCPを聞きました。今回は地震のBCPについて聞いておきます。

今年、1月1日に能登地方で、大変大きな地震がありました。本当に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆さんにお見舞い申し上げますとともに、また、現地での給水活動に向けられた職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思っています。

今も多くの地域で、まだ断水が続いています。教訓として、本市のBCPに生かされていかなければならないと思っていま

す。本市では、一番可能性が高いと言われているのは、南海トラフ大地震です。発生確率も非常に高くなっています。前は80年前、1944年と1946年に、南海・東南海が2年ずれでありました。その前は90年間隔、その前は150年ぐらいの間隔です。100年とは言いながらずれがあるんです。80年たっているのに、150年ぐらいだったら、まだ70年ぐらい余裕があります。90年という、あと10年ぐらいということになります。確率も70%から80%になっています。これはしっかり準備をしておかないといけないと思います。検討が急がれていると思うんですけども、本市の予測が震度6弱です。停電・断水が1日程度で復旧するとなっていますが、これは予測です。停電対策です。遮断弁が震度5強で遮断されるということで、一旦は断水します。その後の対策について、摂津市の水道事業危機管理計画があると思います。どのようにされているのか聞いておきます。

8番目、下水道に移ります。平準化債の発行については、先ほど質問がありました。平準化債は、また、発行再開ということですが。これは来年も再来年もということですが発行していくのか、今後の見通しについてお聞かせください。

もう一つの平準化債借換債は、10年来たら借り換えていくんですね。この見通しも併せて、どういう方向になっていくのか、それと償還額が減らないということになっていきます。

ただ、借換債をすると、何年か据置期間があるので、すぐには返済しなくてもいいということがあるかも分かりません。償還額の推移と合わせて、教えていただきたい。

9番目、公共下水道、マンホール蓋の取

替え工事です。予算概要152ページになっています。ここ数年、マンホールの取替えを水道の管の入替えとかに合わせてやっています。今回768万7,000円となっています。まず、市全体でどれぐらいの箇所を取替えを予定しているか聞いておきます。

10番目、上下水道ビジョンの中間見直しです。これも先ほど来、質問は出ています。指名競争入札にしますということでした。ところが、以前に私が聞いたことですが、水道関係の指名をされている業者の中には、要するにブローカー的な、本業では水道を扱っていない、そういうところが結構紛れ込んでいます。そういうところが落札すると丸投げするわけです。丸投げするということは、公共事業でありながら、その分のマージンを取って、名前はそのままいくけども、違うところがやっているという指摘をされていました。そういうところは、しっかり注意をして、指名をされる時に、本当にここは水道専門でやっている業者なのか、下水道専門でやっている業者なのか、違う商社のような業者も入っているようになっていますから、その辺はよく見極めて指名をしていただきたい。これは要望しておきます。

それから、財政収支見直しです。今回やられるということです。ここで一番気になるのは、上下水道の料金です。料金を安易に上げないように、今後、この収入の確保策何かも含めながら、安易に上げないように、とにかく頑張るようお願いしたいんです。これが一番言いたいことです。これは要望としておきます。よろしくお願ひします。とにかく下水道料金が高いです。摂津市は、近隣、特に北摂では特に高いです。本当に転入して来られた方が、水道料金が

高いと言われます。水道料金は大分低くなって頑張っ、吹田市よりも安くなっているなんて、有名な話になっています。でも言えないほど、下水道料金が高いから合計したら高いやないかって話になるんです。大阪市は比べ物になりません。めちゃくちゃ安いから。けども、ここは頑張りどころだと思いますから、ぜひ、創意工夫をして頑張るということを、この上下水道ビジョンに、しっかり盛り込んでいただきたい。これはお願いしておきます。要望です。

1 1 番目、ガランド水路親水施設管理事業、予算概要154ページに載っています。親水施設管理委託料371万5,000円について、委託先及び委託内容について教えてください。

1 2 番目、下水道の歳入確保策についてです。下水道料金にも関係する歳入の確保をしていくことが大事やと思うんです。何か考えがあるかどうか聞いておきます。

1 3 番目、地震に対するBCP、下水道のBCPについて、聞きます。地震に対するBCPで下水道総合地震対策計画が作られました。これで改修していくと思います。令和6年度、マンホールトイレ以外に、重要な下水道幹線の耐震化については、どのようになっているのか、また年次計画の詳細が決められたのかについて、御答弁いただきたい。

1 4 番目の内水浸水想定区域図、ハザードマップの見直しについてです。先ほど議論がありました。全戸配布はしませんという話でございました。前回のハザードマップもそうです。書いてくれてはるんですけど、そこをどう改善しますかということが、セットになっていないのは、非常に心配だけさせている。やっぱり、どう改善していくんだということは、みんな思います。

なかなか積極的に配布がしづらいのかとったりもするわけです。ぜひとも、今回のハザードマップでは、この地域はこういうふうに厳しい、多分、今のままよりももっと浸水範囲が広がると思うんです。それに対してどういう解決策をしていくのか、しっかり検討していただく中で、積極的に配布をお願いしたいと思います。考え方について、お聞きします。

以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 退職引当金の御質問に御答弁申し上げます。

まず、退職引当金でございますけれども、こちらにつきましては、平成24年の地方公営企業法施行令の改正によりまして、平成26年度から企業会計に導入されたもので、その引当金の計上が義務化されておるところでございます。

ただ、引当金制度が導入された時点で、引当金の不足額は2億5,000万円ございました。その不足額の引き当てを一括で予算措置するのは、あまりにも負担が大きいですので、平成26年度から10年間かけて、その10分の1ずつ、2,500万円ずつを予算措置しているというのが、この経過措置の内容でございます。平成26年度から10年間でございますので、経過措置といたしましては、令和6年度が最終年度ということになります。

それから、次の電話加入権でございます。

電話加入権は、固定電話を新たに契約する際に、NTTに対して、その権利料といいますが、負担金をお支払いするものでございまして、電話回線を利用できる権利を有するというので、無形固定資産に計上しております。

電話加入権は回線を解約しない限り、価値が目減りすることなく、変わらず残ることから、減価償却を行わない非償却資産という形になります。

次に、水道事業の歳入の確保に関するお問い合わせでございます。

こちらは、新たに何かしら歳入を確保していくというのは、非常に難しい問題でございます。現在やっておる歳入の確保策といたしましては、建設改良費に対する企業債の発行は経営戦略にもお示ししておりますとおり、給水収益の3倍を企業債の償還残が超えないということで300%以内に収める範囲での企業債の発行をしております。経営戦略策定時は、建設改良費の65%を充当しておりましたが、現在では70%の充当をすることによりまして、なるべく手持ちの現金を減らさずに経営できるような努力をしております。

以上です。

○村上英明委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、汚泥残渣処分事業の中で、年間どれぐらいの量の処分をするかというお問い合わせにお答えいたします。

汚泥残渣処理事業は、浄水過程で出てきます汚泥の処分でございます。主に、土砂成分の内容でございます。令和4年度の実績といたしまして292トン、令和5年度も大体280トンから290トン程度の処分量を見込んでおります。

続きまして、配水系統についてのお問い合わせにお答えいたします。

現在、JRの北側でございます千里丘新町の地域は、現状の運用といたしましては、南側の太中浄水場の送水地域である千里丘東地区とは、水道水の往来はしておりません。

大阪広域水道企業団からの受水を千里丘送水所で受けまして、こちらから送水のみをしているところで、南側との融通は運用上しておりません。

続きまして、水道の地震に対してのBCPでございます。水道事業危機管理計画におきましては、発災後1時間までの間に、状況の把握、配水池の貯水、発電機等を用いました電源の確保並びに太中浄水場におきましては、濁水等の混入の防止をするため、水処理の停止を判断していくという状況になります。

また、3時間の間に、浄水配水施設の現状の把握、送水の確保を行っていくということで、ほかの水道からのバックアップなり、あるいは大阪広域水道企業団の水を直送して送るという対応でもって、送水の確保をしていくということになります。

また、24時間の間に、この濁水対応、施設復旧対応についての検討をしていく。具体的には、その市内の管洗浄作業、そして、給水車による給水活動、施設復旧に向けた調査等を行っていくという流れになっております。

申し訳ございません。先ほどの御質問の汚泥残土の成分について、答弁が漏れておりましたので、お答えいたします。

太中浄水場、地下水を水源としておりますので、鉄、マンガン等のミネラル等もございしますが、汚泥につきましては、ほぼ土砂の成分ということで、この鉄成分は微量であるため、汚泥という扱いで処分をさせていただいております。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 資本費平準化債のお問い合わせにお答えいたします。

平準化債と、平準化借換債の今後の見通

してございます。

平準化債につきましては、令和6年度、また要件緩和により発行できるようになったと申し上げましたが、これも要件緩和されたとして、先々、償還が進んでいきますと、要件に該当しない年が来るわけでございます。現在、当方の試算によりますが、令和10年度あたりをめどに、こちらの平準化債もまた発行できなくなってくるのではないかと見込んでおります。

今のところ令和10年度までは、少額でありますけれども、平準化債をぎりぎり発行ができる見込みです。

平準化借換債のお話は、また違う話になります。現在、資本費平準化債は、財務省なり、政府系金融機関からお借りすることができますが、一時、民間の金融機関からしか資本費平準化債が借りれない時期がございました。民間の金融機関から無担保で借入れを受けようとする、その期限が10年間しか借り入れることができないということでございまして、過去に10年間で発行いたしました資本費平準化債が10年後の今になって借り換える必要が出てくる、20年間借りようと思えば借り換える必要性が出てくるのが、この借換債というものでございます。

見通しといたしましては、今後はございません。今年が借換債の最終でございますので、これは10年前に借りた借換債がスケジュールを迎えたら、順次、借り換えをせざるを得ないというような状況でございます。今年が最後でございます。

それから、償還額の推移のお問いでございました。

償還額の推移につきましては、一時、企業債の償還残は、平成11年度の540億円をピークといたしまして、そこから徐々

に減ってきているような状況でございます。

そして、償還額につきましても、そこから17年後の平成28年度に、1年間の元金償還金が40億円で、ピークを迎えておりました。その償還額の今後の推移でございますが、下水道の経営戦略をお持ちであれば、43ページの図2の22に財政シミュレーションの結果ということで、企業債の推移を、こちらにお示ししております。

委員が減っていないということでおっしゃっていますが、確実に減っております。今、申し上げております借換債を発行するときに、借り換えるために、一旦、返さなありません。それが2024年度に償還額が増えておる理由でございまして、着実に企業債の推移というのは減少傾向にあるということをお願いしておきたいと思っております。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 公共下水道管マンホール蓋取替え工事の件数につきましてお答えいたします。

来年度に見込んでおりますのは、水道施設課発注分の8か所と道路関係の発注、道路路線発注工事におきまして29件予定しております。合計で37か所を予定しております。

続きまして、ガランド水路親水施設管理事業の内容についてお答えいたします。

委託先といたしまして、シルバー人材センターに委託しております。来年度もその予定にしております。

業務内容につきましては、具体的には、せせらぎの清掃、トイレの清掃、広場の除草、清掃等を委託している状況であります。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 下水道事業における歳入確保策のお話でございます。

こちらにつきましても、水道事業会計と同様の考え方にはなりますけれども、水道事業会計におきましては、建設改良費の現在70%を企業債で充当しております。下水道事業会計におきましては、ほぼ100%の企業債の発行をしております、そちらのほうでなるべく借りる分だけ借りているというのが実情でございます。

以上です。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 マンホールトイレ以外の耐震化、下水道管の耐震化についてのお問いにお答えいたします。

令和7年度より耐震診断をし、令和10年度以降から耐震化を進めていくという計画になっておまして、それに基づきまして来年度、ストックマネジメントの見直し計画をやっていく中で、管渠内調査の箇所計画も見直しをかけていきます。そのときに合わせて耐震化の耐震診断や路線とかを選定してまいって、令和7年度から、順次診断・調査という形を取ってまいりたいと考えております。

続きまして、内水浸水想定区域図の更新についてのお問いにお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、ここが浸りますっていう情報だけになっておりますので、その結果を基に、なぜこの地区が浸水するのかというような詳細な原因究明という形で分析していく中で、解決策が取れるのであれば、そういった解決策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

きます。

まず、退職引当金についてです。これは、昔は、なかったです。しかも、人件費も一般会計から繰り出されていた時代があったと思います。平成17年が、団塊の世代の大量退職に伴う退職金が払えないから、要するに、転覆するということが問題になっていました。そのとき、退職引当金を何で積んでおかなかったんだという議論がありました。今回、ちゃんと積んでいただいて、令和6年度も規定額が積まれるということで、評価したいと思います。

これから、退職年齢を引き上げて、人件費の件についても、しっかりと見通しを立てて、運営をしていっていただきたい。これは要望としておきます。

それから、2番目、電話加入権の話です。昔そんながあったということで、私も独身の頃に電話を引いたときに、加入権を買って、それを買取業者に、すぐに売ったらその差額だけ払うことができました。

電話加入権ってもう何か久しぶりに聞きました。価値が変わらへんというもんやから、大事に持っているということで、それも一つの考え方で、これは結構です。

3番目、歳入確保についてです。かつて、JR東海が井戸の問題で、水道の使用量に大きな穴が空きました。現在も、日常750トンくみ上げをやっていてということで、報告をもらいました。これは飲み水にも使うということで、私は記憶しています。太中浄水場でも、PFOAが出るということです。JR東海のところは、ダイキンに近いから、恐らく出ていると思うんです。このことについて、何か情報として持っておられるのかどうか。

もし、PFOAで汚染されている水を、今も新幹線の中に入れていたりとか、そうい

うことになる、これは非常に重大な問題だと思っんです。

もしそれで洗車して、その水が土壤へ流れていくと、これは土壤汚染の二次被害につながると思っんです。このことは、なかなか民間会社やから、摂津市が言うことは難しいにしても、それを随分取り組んでる団体がありますから、そこが、しっかりそういうことも追求して、来年度、検査しろということをお願いしたい。ここも取り上げて、もし、PFOAに汚染されてるんやったら、摂津市の水をもう一遍使ってくださいと思っんです。管は今もつながってるんやから。これをしっかり明確にすれば、増収につながる可能性がある、そういうことで期待してあります。

それから、もう一つ、火災のときに、これ大きな火災じゃなかったらそんなに使いません。この間、製紙工場が燃えたときなんか、物すごい水を使いました。水が濁るから、それを洗管するという水の保障はどうなっているのか。上下水道部が泣くことになってんのか、どこかが補償しているのか。水道料金に転嫁されていくのは、変な話やと思っんです。この辺の話を、庁内でうまいことされているのかどうか教えていただきたい。

4番目、汚泥残渣処分事業です。先ほど、成分について結構な量、280トン、290トンぐらいあるとのことで、ほぼほぼ土砂とおっしゃいました。私も現物を見たことがあります。真っ赤で、あれは、多分、鉄分がすごく多く含まれてると思っんです。もともとの原水もペロツとなめたことあるんです。ほとんど鉄の味がします。だから、随分鉄分が含まれてて、それを上の曝気槽で酸化させて、それをこの下に沈下させて、取り除いてはると思っんです。

これは運び出して運搬費用も含めたら、結構な金額になっています。これ製鉄会社なんか持ち込めば、恐らくただで取ってくれる。都市鉱山ってありました。同じように、鉄分やったら鉄になるんやから、都市鉱山の一部として、ただで、ひよっとしたら買うてくれるかも分からへんと思っんです。ひよっとしたら取りに来てくれるかも分からへん。ためておいて、一括でやったら取りに来てくれることもあるかも分からへんから、そういう観点を持たなあかんと思っんです。ちょっとでもお金になるんやったら、お金にするという観点を持って経費を安くして、それをお金に変えていくという考えや発想が必要やと思っんです。その辺について、意見を聴いておきます。

6番目、配水系統についてです。

以前、千里丘東地域で、水の濁りを発生させることがあったのが、千里丘地域にも波及して、千里丘地域にも結構濁りが出ました。そういうことがあって、昔はつながっていたのを撤去されてしまいました。昔、坪井のガードのところを歩いていたら、水道管があったのが、なくなっています。あいうものが全部撤去されて、孤立化してしまいました。先ほどの議論では、吹田市と十分流通しているところがあるということです。この間、御存じやと思っんですけど、琵琶湖の水がえらい減って、一時、75センチメートルを下回るということになり、1月4日には、18年ぶりに滋賀県で、渇水対策本部が設置されました。要するに、もうこれ以上、下がるようやったら、取水制限をしますということになっていました。これが18年前に取水制限があったんです。太中浄水場の一つの存在意義として、取水制限がかけられても摂津市は

大丈夫、自己水があるからということになっています。平成4年度では23%ぐらい、今、2号井戸が閉鎖されたらもう20%を切っています。15%ぐらいになっているか分かりませんが、もし、取水制限がかけられたら、水道的には、陸の孤島になってしまいます。もし、取水制限がかかっていたらどういうことになっていたのか聞いておきます。

渇水対策本部は1月24日に解散しました。水が戻り、もう20センチメートル以下よりも戻ってきた。この間ようさん雨が降りましたから、これは恵みの雨やったと思うんです。各地とも、近畿あたりはもう水がなくて、ダムの水が減っていました。これも地球温暖化のせいでしょうか。

7番目、水道のBCPについてです。

水道事業危機管理計画に基づいて、その手順を言っていました。液状化するんです。安威川以南地域については、中程度の液状化となっています。この中程度の液状化ってどんなんになるんやろうと、非常に心配です。能登半島は、震度7やったこともあって、結構地中のものもズタズタになっていて、露出配管です。緊急、仮設でも露出配管でいっとるわけです。摂津市の場合、この中程度の液状化ってどれぐらい損害を受けると予測をされているか、被害想定を聞いておきます。

併せて、耐震化計画があります。この耐震化計画は、この中程度と言われている液状化に対して十分な耐震という考え方になっているのかお答えいただきたい。

それから、大阪広域水道企業団の大型の配管が非常に古いのが多いことで問題になっていました。大阪北部地震のときは、見事に割れました。高槻市でぼかんと大きな水道管が割れて、ごっつい噴水が映像で

流れていました。あれは大阪広域水道企業団の管です。今後の被害想定は震度6弱って、しかも長いこと揺れるということで、液状化が起こりやすいです。ゆっくりやから。そういう中で、村野浄水場から引っ張ってくる配管とか、そういう部分についても大丈夫なのか。耐震化、大阪広域水道企業団の管については、どういうふうになっているのかお答えいただきたい。

8番目の下水道の平準化債、平準化借換債についてよく分かりました。

今後、また10年間、発行を続けていかれるということで、これはもう致し方ないとは思いますが。水道、下水道料金を抑えるという意味においても、しっかり計画を持ってやっていただきたい。

イメージとしては、全然、償還が減らないというイメージを持っていましたが、いや、減りますということです。しかし、これは私も勉強して調査をしていきたいと思えます。口数がどんどん増えているというイメージで、ずっと前から借換債をするたびに増えています。口数が増えるということは、多重債務の口が増えるから、当然、その分、返済額は減らないなというイメージを持っていました。減っているということでございます。とにかく水道料金を上げないでください。原点は、これですから水道料金を上げないように頑張ってください。要望しておきます。

9番目、公共下水道マンホールの取替え、蓋の取替えです。37か所、今回取り替えるということです。以前は、個別で取り替えてはりました、悪なったら取り替えて、悪なったら取り替えてということで、別々に取り替えておられた。あるときから工事に合わせて取り替えるようになられました。これは経費節減に大分つながっている

と思っているんです。高く評価したいと思
います。仮に、単体で37か所を取り替え
ることと比べると、一体どれぐらいの経費
削減につながったのか、イメージでも結構
ですが、大体これぐらいの経費削減につな
がっているんじゃないかということにつ
いて、お答えいただきたい。

11番目、ガランド水路の親水施設の関
連です。シルバー人材センターに委託をし
て、せせらぎのところを、いつも清掃して
いただいています。これはよく分かっている
んです。人によって、きちりできる人
とそうでない人とあります。去年ありまし
たのは、下水の水やから清掃しないと、藻
がすごく湧くんです。下流はいつもきれい
にいただいているんですが、上流を保
たなきゃっていうことを市民から言われ
て、お伝えしたことがあったんです。その
辺、仕事の質、平均化というんですか、こ
こまでは上流もやってくださいとか、もう
少しお仕事を平均化するように誰がやっ
てもここまではやる。市民からあんまりそ
ういうのが出ないようにしていただきたい。
これは要望としておきます。

12番目、下水道の歳入確保についてで
す。

先ほど企業債を100%借りるという
ぐらいのことしかおっしゃっていません
でした。例えば、今、淀川の水利権を持っ
ている企業が二つあります。ここも淀川か
ら水をくんだやつを、また、下水に一部戻
してはります。これは水道料金とセットと
違うから、水道料金の設定の場合は、水道
を何ぼ使ったから下水道料金も上乘せを
します。これは水道料金やありませんやん、
川の水やから、どないして計算しているん
ですかということが、一つ。

それから、さっきのJR東海もそうです。

井戸水をくみ上げたやつの一部は下水に
入れてくると思うんです。これも水道料金
とは関係ない部分で水が入ってくるもの
なんかは、どないしてはるんですか。下水
道料金をもらう方法をどうされているの
かお尋ねします。

13番目、地震についてBCPです。令
和7年度から耐震を始めていくというこ
とです。これも、先ほど能登半島で発生し
た液状化が、安威川以南では、特に中程度
の液状化が発生するということです。この
間、コミプラで講演会がありました。その
中で、マンホールがぼんと浮き上がるん
です、中も空洞やから、液状化によって下
水管がズタズタになるということ報告さ
れていました。そんなふうになったら、耐
震化ということが、それを押さえられるん
かどうかということがあるわけです。中程度
はどれぐらいの被害になるのか。それから、
今、言われている耐震で、十分それを押さ
えることができるのかどうかについて、お
答えいただきたい。

14番目のハザードマップ、内水浸水想
定区域図の話です。これはぜひとも、こ
ういうふうに解決していきますとしっかり
検討を加え、それを計画の中に入れて発表
していただきたい。市民にも、より積極的
に広報していただきたい。すぐはできへん
と思うんですけども、問題があるんやっ
たら、それをどういうふうに解決していき
ますということは必要やと思います。当然、
市民はそう思います。特に、赤く塗られた
地域の方は、これどうしてくれるねん。ま
た遠いところに逃げるんかと。遠いところ
へ逃げるんやったら、遠いところに逃げる
方向、どこへ逃げたらええねんというこ
とも、やっぱり明確に見せなあかんと思
います。これは何とか下水道で、解決できるよ

うに、取り組んでいただきたい。これは要望としておきます。お願いいたします。

以上でございます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○村上英明委員長 再開します。

藤浦委員の2回目の質問の答弁から、お願いをいたします。

井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、歳入確保についての御質問に絡んで、消火活動の際の使用料の請求という御質問に対してお答えいたします。

消火活動に必要となりました消火用水の水道使用料についてでございます。これにつきまして水道法第24条第3項に、「水道事業者は公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない」とございまして、これに沿って水道使用料の徴収をしておりません。

続きまして、汚泥残渣処分事業の中で、含まれている鉄分の利用についての御質問についてお答えいたします。

これにつきましては、先ほど申し上げました290トンほどの年間汚泥処分量が出てくるんです。この中にどれだけ実際に鉄分が混ざっているか、そこまでは分かりませんが、実際に鉄のみを抽出して再利用することは、非常に難しいであろうと考えております。

これを再利用するとなると、かなり水分がありますので、これを取りまして、鉄分だけ抽出するというので、それなりの施設等が必要になってくるかと思っております。そういったところで鉄だけを抽出してというのは困難であろうかと考えております。

続きまして、配水系統について、渇水時

に取水制限が生じたときにどのように対応されるか。

特に、千里丘地区につきましては、千里丘送水所から配水なので、この対応をどう考えているのかという御質問であろうかと思っております。

これにつきまして、渇水時の対応といたしましては、取水制限が決定されましたらそれに基づいて自主的節水、減圧節水、時間給水といった給水制限の段階、あるいはその応急給水の範囲、規模を決定して、関係機関と情報連絡を取りつつ、市民に対して節水PR等をしまして、節水を呼びかけるような形になってこようかと思っております。

その中で、千里丘送水所の送水地区につきましては、先ほど、JRの北側と南側で運用上、今は分けてしていると申し上げました。現状といたしましては千里丘ガードで一つ南北連絡をしている管路がございまして、こちらを活用しまして、太中浄水場のほうの水を送れるかというふうに考えております。

続きまして、地震に対するBCPの中で中程度の液状化で管の影響をどう見ているかというところです。

水道管につきましては比較的、浅い位置に埋設されておりますので、この液状化についての影響は受けにくいと考えております。

管方向の動きに対しましては、現在、耐震化に更新して耐震化を進めているところでございます。

その中で大阪広域水道企業団の耐震化についても少しおっしゃっていただきました。これにつきましては、今は庭窪浄水場から檜切山まで新しく送水連絡管ができました。それに併せてここ中央送水所までの間の中央環状線の側道を通した形で、緊急の中

央に送る連絡管も造られております。

ただ、檜切山から以降、千里丘送水所あるいは鳥飼送水所に向けての管路につきましては、今後、大阪広域水道企業団も耐震化を計画していると聞いております。

J R 東海の井戸の情報、水質調査の情報ということですがけれども、こちらにつきましては、我々、上下水道部の所管ではないので、その情報は得られてはおりません。

ただ、現状、規制もございまして新たに井戸を設置するという事はできないと認識しております。以上です。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 公共下水道マンホール取替工事において、どれぐらいの削減額があったのかというお問い合わせにお答えいたします。

大きな工事、水道施設課及び道路管理課が発注する工事に併せてやることで、スケールメリットとして経費削減が見込めて、また、工程による工程上の削減ということで本舗装を仮復旧等に変更することで削減ができると考えております。

発注の箇所数や現場の状況によりまして金額は多少、前後しますが、大体1か所当たり数万円程度を見込んでおります。

来年度で行きますと37か所取替予定なので、37掛ける1万円ということで、40万円近くのお金を削減できているのではないかと考えております。

続きまして、下水道の歳入確保ということです。

淀川の水利権を持つてる企業に対しての取水した場合の下水道使用料のお問い合わせにお答えいたします。

水道水以外の水を下水道に流されているところにつきましては、排水用のメーターを設置していただいております。そのメ

ーターを毎月、報告していただきまして、その排水量に応じた使用料を納入していただいております。

井戸水においても同様に排水量によって納入をしていただいております。

委員がおっしゃいました井戸水を使われる会社ですが、水道水を使われていたときよりも排水量は増えておりまして、下水道使用料のほうは、多く徴収をさせていただいております。

続きまして、地震が起きた場合の被害想定のお問い合わせにお答えいたします。

委員がおっしゃるように液状化が起こる可能性が高いのは鳥飼東部地区というふうに私どもも考えております。

被害想定としましては、管路の施設で約13キロメートルぐらいの区間において、マンホールの浮上や管ずれ、また損傷による陥没、汚水などの詰まりによる汚水の溢水などを想定しております。

以上でございます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 3回目となります。

3番目、歳入確保についてです。

残念ながら、火災時の水は請求できないということです。法律に書いてあるということで勉強不足で申し訳なかったです。

何か増収できることを常に考えておく姿勢、意志を持つておくことは大事だと思っております。いろいろ例を挙げましたけども、ダイキンの話もそうですけども、ここは頑張ってください。頼みます。

そういうことも踏まえ、ないということでございます。安心したいと思っております。

とにかく、水道料金を抑えるために増収できることが、何かないかということを中心に念頭に置いて物事を考えていただきたい。要望します。

4番目の汚泥残渣処分についてです。

運搬費や何やかんやで言うと676万円かかっていますので、何とかならんかというのが一つの考え方の発想の原点です。

先ほど、言いましたように鉄分が非常に多いと思うから、鉄を製造しているところに持っていったら、向こうは鉄鉱石を溶かしてるんやから、鉄鉱石よりも随分、含量は多いと思うので、よしんば売れないかと思うわけです。

これ、検討したことはありますか。ないでしょう。ぜひ、検討してください。そういう観点を持ってくださいということですよ。これは金にならんか、安くならんかということのを常に持って置いてほしい。一遍、検討してください。要望とします。

次、6番目、配水系統の話です。全部切られてなくて千里丘ガードの下にパイプが1本つながっていますということで、分かりました。

このパイプを大事にさせていただいて、命の綱ではありませんが、濁り水が出る云々の話もありましたから、今は、閉栓しているということに理解したいと思います。

太中浄水場の役目もさっき言ったように、昔は3割あった。濁水で3割給水宣言をされたときも、太中浄水場の水があるから大丈夫みたいなことを言ってはりました。だんだんそう言えなくなっている。太中浄水場の位置もありますし、決算のときには、やがて枯れてしまうと賄えない時期が来るということがあります。そういうのも踏まえた上で、取水量が少なくなると経費がかさむので、単価が上がります。給水単価がすごく上がってくるから、どこかの時点では決断もせなあかんということもあります。

一方、今、原発のことが話題になってい

ます。原発事故があったときには、琵琶湖が汚染され、確かに大阪広域水道企業団の水が全部使えなくなってしまうことがあります。そういうことも考えていかなあかんということではあります。その辺のバランスをよく考えながら、これも一緒に、とにかく水道料金を上げないように、経営もしっかり見据えて、お願いしておきます。これも要望です。

次、7番目、水道のBCPについてです。

液状化が、実際、どれぐらいになるのかはなかなか私たちも感覚としては分からないわけです。浅いところを通っているからそんなに影響を受けないだろうという判断ですので、それは良としておきます。

これブロックごとになっています。だから、千里丘地域は千里丘ブロック、太中水系ブロックというブロックごとに分けている。断水するにしても、しないにしても、ブロックごとにここは通水します、ここはまだ断水になりますということになると思います。

もし甚大な被害が起きたときには、今、能登半島でも応急処置は露出配管でやっています。そういうところもよく勉強しておいていただいて、摂津市だったらどこを露出していくんやというシミュレーションを、ある程度しておくのも大事だと思うんです。

摂津市の場合は水路がようさんあります。水路の中をずっと這わせれば、結構、露出配管で持っていける気がします。道路も、道路の端よりも。

私が、以前、東京都へ行ったときにすごいを見ました。川の上にブイを並べて、結構大きな仮設水道管を200本ぐらい渡していました。

それで、2か月ぐらいしたらもうなくな

っているから、入替えかなんかのための仮設で、あんなこともできると思いました。いろいろシミュレーションをしていただいて、最悪の事態にはこうするんだということも計画として持っておいただきたい。要望とします。

次に、9番目、下水道のマンホールは、もっと効果があると思います。多分、倍ぐらいの効果があると思っています。

早くは全部、単体で物事をやってはりました。道路交通課は道路交通課でアスファルト舗装をする。数か月したら、今度ガスを入れ替え始めるとか、水道を掘り出すとかがよくあって、どないなってるねんと指摘したことはあります。ここ数年は関係者調整会議をやられて、ガスはいつ、水道はいつ、舗装はいつということに合わせて、それをやった後、掘り返されて市民から苦情が出ないようにされていることもよく分かっています。

このマンホールについても効率よく進めていただいていることは高く評価しておきたいと思います。これからも、そのことをしっかりやっていただき、とにかく下水道は下水道料金を上げないようによくお願いします。

それから12番目、下水道料金の確保についてです。

河川の水利権を持っているところについては、下水道に注ぐところにメーターをつけて、計測しているということでした。これは以前の委員会でも話題になりました。あるところでは取水している量を測って、取水している量に対して下水道料金を徴収しているところもあることを例として挙げられていました。

そういう地域もあるので、それも一つの方法です。当然、下水道料金が増えます。

いろいろなところで損失を出している分が全部、料金として加算される。これは下水道料金だけの話。そういうことについてどうだと以前、聞いていました。

これはJR東海にもいえます。くみ上げた量全部に下水道料金をかけたら、もう少し下水道料金がもらえます。そういうことも踏まえ、考え方について聞いておきます。

13番目、地震についての下水道のBCPについてでございます。

認識としては、結構、やられるなど。マンホールがぼんと浮き上がったり、下水道管が折れたり、ずたずたになるという認識をされていると思いました。

その上で、先ほど、耐震化することでこれが防げるんですかと聞いたと思います。その答えはなかったです。どうですか、この耐震化を進めていくことは、このずたずたになるのを防ぐことが可能になるということですか。それともそれはそこまではできないんですわということになるのか、これ大分、南海トラフに対しての認識が変わるから聞いておきます。

以上、3回目。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 井戸の排水口ではなく取水口にメーターをつけたらどうかというお問い合わせについてお答えいたします。

委員がおっしゃっているように取水口にメーターをつけるというのも一つの方法だと考えております。

今後、またそういったことについて検討してまいりたいと考えてまいります。

続きまして、地震時の管渠の状況についてのお問い合わせにお答えいたします。

今の耐震化を進める管渠、平成18年以降は今の耐震基準に基づいた管渠になっ

ております。そういったものは、ある程度の凹凸、つまり上がり下がりがあったとしても管ずれを起こさないような構造になっております。

また、マンホールが浮上した場合に、浮上するとかそういったものに対する対策としましては、マンホール自体を重たくするとか、そういった対策がとられておるんです。現時点で、本市においてはそういった対策はしてない状況にあります。

また、委員がおっしゃっているように、被害想定としては13キロメートルを見ておるんですが、実際問題、被害に遭った場合は、被害に遭ったところどころで対処していくような形を今のところは考えております。

耐震化することによって全ての事象に対して大丈夫、安心できるかということになりますと、まだまだそういった事例のほうが少ないものですから、その辺は実際にあった事例等々を今後とも研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 樫本次長。

○樫本上下水道部次長 今の質問の2点について少し補足だけさせていただきます

まず、最初の水を取るときにメーターを出したらどうかというお問い合わせです。よく言われますのが、大きな事業所とかでもそうなんですけど、散水をすると、散水をした分については下水道に処理しないんだから要らないんじゃないかというお問い合わせがよくございます。どうしても結果的に、最後の下水道で使用する部分についてのメーターをつけてくれという話が多い形になります。新幹線基地など、蒸発する分も多いような事業所になりますので、ど

こまでできるか分かりませんが、なかなかそこら辺のことが苦しいところもあるのかと考えております。

次に、耐震化の分と液状化の分です。今、名古屋参事から話があったとおり、揺れについての防御についてはかなり部材も更新してますし、それに見合った材料は使っているんですが、どうしても液状化となりますと、埋め戻しのときに使う材料とか、そういうところに影響するものがございます。

これについては、その辺の知見が出るまでの間に、下水道の整備を進めておりますので、できてないところはかなり多くあります。

またマンホールについても、先ほど、お話しさせてもらったとおり、マンホールの浮上対策という分については、耐震化の揺れとはまた違う話になります。その辺がなかなか両輪でうまくいくかということ、しんどいところがあるのかと思います。

ですので、できるだけその辺のことも想定はしてはおり、延長につきましてはその辺のことも鑑みた中で出させてもらっています。実際問題、それ以外のところでも、揺れはいいんですけども、液状化に対してはどうかはなかなか難しいところがあると考えております。

以上です。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 最後にします。

まず、下水道の歳入確保についての話です。なかなか難しいと言われました。前の議論ではそういうところも、現実にあるとおっしゃっていました。ぜひともこれは検討していただきたい。下水道も、本当に大変な中で、一般会計からも補助金をもらいながら何とかやっていることを考えて、ど

っちも業績が良好なんやから、協力してくれないかということも踏まえて対応していただきたい。

どうか、強い思い、熱意、情熱を持って取り組んでいただきたい。下水道料金を上げないように、一つよろしく願います。要望としておきます。

それから、地震に対してです。一番心配するのは液状化です。だから液状化のことをしっかり真正面から取り組むことが、水道も下水道も一番大事だと思っています。

ほんまに南海トラフが近づいてきています。南海トラフが来ても水道は大丈夫だとおっしゃっていました。

でも下水道が使えないと、マンホールトイレをやっても流されへんことになってしまいます。大事なインフラの一つですから、しっかり向き合って、南海トラフが来ても、液状化になっても大丈夫なように、しっかり研究を重ねていただいて対応をお願いしたい。

以上です。

○村上英明委員長 藤浦委員の質問が終わり、次に、松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質疑をさせていただきます。

1点目です。

代表質問でもお聞きをしております上下水道ビジョンの見直しについてです。

内容についてはもう多々、お聞きをしました。その点で各委員からも料金の話が出ております。改めて、その料金の見直しの考え方について、お聞きします。

2点目です。

太中浄水場のPFAS問題についてです。

内容等については、理解をいたしました。ぜひ水質検査をしっかり行っていただ

いて、市民に対して安全・安心の水、飲める水をしっかり提供しているんだということも維持してもらいたいです。要望とさせていただきますのでよろしく願います。

茨木市でもPFAS問題が出ている中で、茨木市はどちらいかというと、摂津市から見れば、上流に当たるので、そこから流れてくるのか、詳細のところは分からないんです。まずは安心できる水を提供していることをしっかりと市民にPRできるように願います。

3点目、地震対策についてです。

これも先ほど来、多々、議論がございましたので、1点確認をさせていただきたいのがマンホールトイレの整備です。

中身については分かりました。確認をしておきたいのが、実際に使用する手順がどのようなものか、お聞きをしておきます。

4点目、内水浸水想定区域図の更新についてです。中身については一定、理解をしました。

こちらについては代表質問でも言っておきまして、水路も含めた全体の中で対策を考えていくべきだと述べさせていただいております。

改めて、内水浸水想定区域図、そもそも排水量を考慮しているのかしてないのか、作成した後にそういった下水雨水管線とか、水路といったもろもろも含めての対策を考えていくのかお聞きします。

質問は以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 上下水道ビジョンの中間見直しの件で、料金または使用料の見直しの考え方というお問いでございました。

見直しの内容につきましては、令和6年度に行うところでございますので、詳細につきましてはその見直しの結果に譲るといたしまして、基本的な考え方について、簡単に述べさせていただけたらと思いません。

令和元年に策定いたしましたこの水道事業経営戦略そして下水道事業経営戦略の考え方を踏襲すると思えますと、基本的に、料金ないし使用料の見直しに至るケースがあるとするならば、収益的収支において、損益がマイナスにならないタイミングはどこなのか。

それと、自己資金、現金が、給水収益の半分を下回らないラインはどこなのか。

そして、企業債残高が給水収益の3倍を超えないラインはどこなのか。

この三つを勘案したときに、料金改定ないしは使用料の改定をせざるを得ないということになるのであれば、現行の基準を踏襲したときに、それがいつなのかというお話になろうかと思えます。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 マンホールトイレの使用手順についてのお問いにお答えいたします。

マンホールトイレは現状、施設としては、径350の小口径の蓋が並んでいる状況になりまして、そちらの蓋を取っていただいて上部のトイレ及び目隠し用のテント等を設置していただくという形になります。

機能としての手順としましては、一番下流側に堰がありまして、ある程度、使用していただいた後に上流部、一番上流からプール等から注水した水を供給して、一気にたまった汚泥を堰を開けて水と一緒に流すという仕組みになっております。

流れた汚物については、そのまま排水設備を通りまして、最終、下水本管に流れる仕組みになっております。

続きまして、内水ハザードマップの項目、内容で、将来の計画まで含んだ中で検討するのかという内容と、今後の対策にどう生かすのかという質問にお答えいたします。

将来計画については、含まない形でシミュレーションは回させていただきます。

前回であれば平成26年度に区域図を作っておるんですが、そのときは、平成25年度時点の設備の情報を載せた形、来年度であれば今年度までの成果、情報を入れた形でシミュレーションは回す予定にしております。

水路についても、同様に現状の水路の情報を入力しましてシミュレーションは、させていただきます。

今後の雨水整備、水路等の対策の検討に使われるかという内容につきましては、もちろんそういった浸水の起こりやすい地域というのが限定されてまいります。原因等々を考えまして、今、雨水の排除というのは安威川以南については、特に水路の排除能力を非常に頼りにしている状況でありますので、雨水と水路と合わせた形の対策として使ってまいりたいと考えております。

すみません、先ほどのマンホールトイレの使用手順の部分でちょっと訂正と追加をさせていただきたいと思えます。

一番最後、下流側に堰がありまして、ある程度、汚物と水がたままった状態で堰を開けまして、その勢いで一気に下水本管まで流すという手順になっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 榎本次長。

○榎本上下水道部次長 内水浸水想定区

域図につきまして、いろいろ委員から御質問がございました。ここで加えて整理させていただきます。

今まで我々が内水浸水想定区域図と言うのは、下水道法でうたわれている部分で作っております。

これは、どの雨量かと言いますと、大阪府の中で、既往最大降雨が何ミリだと。このうち摂津市の場合は豊中市の既往最大降雨を使っておるんですけども、この分についての内水浸水想定区域図を作らせていただきました。

当然、これは我々の下水の計画を超過した分ですので、当然、弱いところ、地域によっては浸水が生じるという形にはなっています。

今回、来年度に内水浸水想定区域図を作らせていただくものは、まだそれよりも多い水防法に関わる分で作りましたもので、これはその水防法に基づく想定最大降雨というものを出したときに、摂津市の状態ではどうなるかという内浸水想定区域図ができます。

当然、今まで作っている分よりももう一つ条件が悪い状況になりますので、これに対して下水道がどのように対策をするかというのは、ハード面ではできません。正直、それは無理だと思います。

ただ、弱いところが分かることにおいていろいろなものを考えていくことは当然、できると思うんです。これが浸かるところが全くなくなるということは現実問題としてはしんどいと思ってます。

じゃあどうするのかと言いますと、私たちも周知はしますので、地域の皆さん方に対して、地域ごとにどういう雨が降るとどれぐらい浸かるのかということをお知らせしていただくことが主な目的となります。今

までの内水浸水想定区域図とは違うので、その辺のことを御理解していただきたいと思えます。

○村上英明委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

1点目、料金見直しの考え方についてです。一定、数字上で分岐点があれば検討するという内容だとは思いますが。吹田市でも水道料金を上げているところもあります。多々、老朽化等の管路更新等々で上げている実情があるのは理解しております。

でも上下水道は特に水については命を支えるものとして公共サービスにとってなくてはならないです。当然、値上げ、どういう形で料金に変更になるか分からないですけども、もしその可能性として、一般財源の繰入れが、将来的に考え方としてあり得るのか、どう考えているのかお聞きします。

2点目、マンホールトイレ整備のところ、容量は理解をいたしました。上部構造とか、いわゆる目隠しを置くということです。

具体的に、これは誰がするんですか。マンホールトイレを取ってやるのか。そして、その上部施設は避難所等に既にされているものなのか、教えていただきたい。

誰が、責任を持ってどこまでするのか。それは防災危機管理課なのか、それとも上下水道部なのか、教えてほしいです。

今、避難所運営マニュアルも防災危機管理課ではやっています。そういうところにもしっかりと反映していくのか確認しておきます。

次に、内水浸水想定区域図について、よくよく一定理解をいたしました。

私も、別府に住んでおります。東別府雨水幹線が、しっかりと整備されて、新しい地図について、当然、市民には説明してい

かないといけないので、そここのところを議会も理解しないといけない。当然、行政はもちろんのこと自治会長とかにも正しい判断をしていただくために、説明を丁寧にしていかないといけないとすごく思います。そここのところへの説明も作成と同時に、しっかりと考えていただきたい。

必ず我々のところにも、この地図は何とすることで来るので、そこに対してしっかりと正しい説明をしていきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

以上2点です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 財源不足の際に、一般会計からの繰入れをしていただくことは可能であるかというお問い合わせでございます。

水道事業会計はもとより独立採算を原則といたします特別会計でございます。

その経営に際しては、財源不足を生じさせないような経営努力が求められます。したがって、財源が不足したからといって、それを恒久的に一般財源から税収をあてにして依存するというようなことはあり得ません。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 マンホールトイレは今後、どこの課がやっていくかという質問にお答えします。

マンホールトイレの運用につきまして、防災危機管理課が所管となっております。

管理も、今回、検査を受けまして合格しましたところにつきましては、防災危機管理課で施設も管理していくということになっております。

上部のトイレ、また目隠しのテント等に

つきましても、設置しました学校に設置した数だけのテントと上部施設を今、配置しておる状況でございます。

○村上英明委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。一般財源の繰入れの考え方です。恒久的にはない、一時的にはあるかもしれないということです。

森川前市長のときに一気に下水道を整備し、多分、一般財源の中からというようなことも。だから本当に必要なとき、地震とかあるいは様々な緊急ときには、当然、一般財源の繰入れで速やかに公共サービスを維持、復旧することは必要になってくると思います。

そういったところも踏まえ、いざ何かあったときにはそういうことも頼まざるを得ない。全てを自分たちの独自会計の中で賄うんだとすれば、やはり何かあったときに一気に値上げということもあり得ますので、そういうことにならないように、そこはぜひ様々な運用を考えていただきたい。いわゆる財政的な運用もぜひ考えていただきたい。しっかりと適切な持続可能な経営を、上下水道ビジョンの見直しの中でやっていただきたいので、よろしく願いいたします。

続きまして、マンホールトイレ整備です。構築した以降については、防災危機管理課に全てを任していると理解いたしました。

味舌体育館の説明のときに、マンホールトイレがここにありますがと説明いただきました。

1点気になるのは、寒い冬とか大雨とかなかなか外に傘をさしてそこまで行かないこともあり、よく被災地でも、トイレを外に行ってやるのは億劫だという人の話はお聴きします。少しでも避難所に近いと

ころ、当然そこは考えて造られるとは思っているので、ぜひしっかりと引き続き、マンホールトイレの整備をしていただくと同時に地震対策、管路の更新等もしっかりやっていただきたい。要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○村上英明委員長 次に出口副委員長。

○出口こうじ委員 数点質問させていただきます。

耐震化、中央送水所工事が完了され、本会議最終日に見学させていただくのを楽しみにしております。

今日も東日本大震災から丸13年、そして、今年には能登半島の地震がありました。職員が行ってくださっていることに本当に感謝を申し上げます。

予算と関係するか分からないですけども、職員が被災地へ行かれます。たしか規定があると思います。手当が幾らというのを教えていただきたい。

続きまして、太中浄水場です。

先週の金曜日、新聞にちっちゃく阪急茨木市駅の下でPFASが1.85倍、見つかったという報道記事がありました。

情報が入ったかどうか分からないですけども、どこかの水脈でつながっているからPFASが出てくるという話が出ております。もし分かる点とかありましたら教えてください。

続きまして、内水浸水想定区域図です。

先ほど、松本委員の質問に対して想定最大降雨量という言葉をおっしゃっておいりました。これはどれぐらいの量を想定されているか、お聞かせ願えますか。

続きまして、予算書77ページ、給与費明細書の給料のその他の増減分についてです。

管理監督職務上限年齢制(60歳)です。降任に伴う減と、そして60歳に達した職員の給料措置、60歳超の職員のうち管理監督職務上限年齢制(60歳)による降任に伴う給料減額緩和措置の金額が載っております。この表記は、令和5年度までなかったと思うんです。また、下水道事業会計にはこの項目があるんですけども、25ページの水道事業会計の給与費明細書には見当たりません。その辺の事情をお聞かせください。

以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 広域で地震の際、応急給水活動等を行った職員の処遇のお話かと思えます。

現地に職員を派遣する際には、労働組合と協議をさせていただいて、こういう条件で行っていただきますということを事前に決めて、周知をした上で行っていただきました。

具体的に申し上げますと、例えば、交通費です。どこからどこまでが交通費なのかとかいうお話でございますとか、あとは職員が宿泊する宿泊費の上限をあらかじめ決めさせていただいてありますとか、あとは食料費の支給はしない、あと日当の支給をしないとか、あとは時間外勤務手当は現地の集合から解散までの時間として、その時間が8時間を超える場合はきちっと労基法で定められている休憩時間をとってくださいという条件でございます。また、管理職が行かれる場合については管理職員特別勤務手当を支給しますとか、あとは、土日も活動いたしましたので、週休日に活動した分については、週休日の振替をもって充てる。その前後については時間外勤務

手当を支給するといった条件をあらかじめ決めて、行っていただいたところがございます。

以上です。

○村上英明委員長 井上課長。

○井上水道施設課長 それでは、阪急茨木市駅でのPFASの結果ということでございますが、現時点で詳細情報については我々も把握できておりません。

ただ、近隣市での状況でございますので、今後、そういった情報も収集してまいりたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 名古屋参事。

○名古屋下水道事業課参事 内水浸水想定区域図の更新に伴う想定最大降雨強度についての御質問にお答えいたします。前回、作らせていただいた折の降雨強度につきましては、1時間当たり110ミリを使っておりました。

令和6年度の更新については、90分で185ミリ、60分で換算いたしますと147ミリの降雨を想定しております。

以上でございます。

○村上英明委員長 辻課長。

○辻経営企画課長 予算書77ページ、職員の給与費明細書の給料に係りますその他の増減分に対するお問いに御答弁申し上げます。

その他の増減分といたしまして、右のページの説明欄に3点ほど文言がございます。

管理監督職勤務上限年齢制（60歳）による降任に伴う減、それから60歳に達した職員の給料措置、それから60歳超の職員のうち管理監督勤務上限年齢制（60歳）による降任に伴う給料減額緩和措置の3点について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、職員の定年延長の制度が始まります。そのことに伴いまして、いわゆる役職定年制度というのにも同時にスタートします。

給料表で言いますと、7級の課長と、それから8級の次長、あと9級の部長が役職定年を迎えることによりまして、6級の副参事に降任になる制度がございます。

60歳を超えた後、それぞれの7級、8級、9級から6級の副参事に降任になることによる給料の影響額をお示したものでございます。

具体的に申し上げますと、一番上の管理監督職勤務上限年齢制（60歳）による降任に伴う減と申しますのが、今まで受けておられた給料が6級にダウンしたことによって幾ら下がりますという金額が、まず一番上の金額です。

真ん中の60歳に達した職員の給料措置と申しますのが、その6級にダウンして格付けされた給料の中から、さらに4月以降、70%の支給になります。30%ダウンしたらこれだけ減りますと。一番下の減額緩和措置というのがございますけれども、こちらの数字につきましては、それではあまりにも従来、受けていた金額から下がり過ぎるだろうということで、3月末まで受けておられた本級の金額の7割までは補償しましょうと。そこのラインに還元させるための緩和措置にこれだけが必要でありますという数字でございます。

下水道事業会計には、この表記があるけれども、水道にはないという話でございました。

それにつきましては、下水道事業会計には該当者がおります。水道事業会計にはおりませんので、このような表記の違いはあると御理解いただければと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 出口副委員長。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。

処遇の件で、管理職に手当はあって、普通の職員には、日当、食事が無いんですね。できたら、大変なところに応援に行ってくださいなので付けてあげてもいいんじゃないかと思います。

能登半島へ応援に行ってくださいしている職員には、引き続き、よろしくお願いします。

井戸水の情報が入ってないということです。摂津市でもこのPFASの問題はやっていたので、安心しておるんですけども、引き続き、よろしくお願いします。

最大降雨量についても理解いたしました。

定年が延長となったことで、管理監督者の職員が還暦を越えて定年を迎えるまで降任となる形で、職場で勤務していただけているということで、感謝しております。

人生100年時代と言われております。何歳までも元気に、そして技術職が足りてない現場なので、ぜひその技術を、技術継承を若い職員にさせていただき、これからも摂津市の水道のために、よろしくお願いいたします。

以上です。

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質疑なしと認め、質疑

を終わります。

次に、議案第32号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 議案第32号の件で厚生労働省令、国土交通省令に改めて所管が国土交通省に変わるということで認識をしております。国土交通省に変わるものの影響、どのように上下水道としては認識をしているのか、経緯等が分かれば教えていただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。辻課長。

○辻経営企画課長 水道事業の所管が従来の厚生労働省から国土交通省ないしは環境省に移管となるということでございます。

こちらの大本の理由といたしますか、きっかけです。もともとは厚生労働省で、このコロナ禍に対応する医療体制がかなり逼迫したという背景がきっかけとしてはあったのかと思っております。

それに伴いまして、従来は厚生労働省が所管しておりましたけれども、社会資本整備が国土交通省、水質・衛生が環境省に移管されるということでございます。

こちらのメリットとしてよく言われておりますのが、もともと下水道事業は国土交通省が所管しております。その他のもろもろのハード事業も御存知のように国土交通省でございます。

今回、水道事業のハード面が国土交通省に移管されることによりまして、水道と下水道でハード面の整備が国土交通省で一元化されるということは、社会資本の整備におきましても、災害の対応におきまして

も、国土交通省で一元化して対応がスピーディーにできることが期待されると言われております。

それともう一つ、水質・衛生面が環境省に所管が移ったことによるメリットも摂津市には大きいと考えてます。

なぜかと申しますと、ちょうどこの時期、摂津市では水質の維持が今まで以上に重要になっております。有機フッ素化合物の問題、そして、環境問題を所管する環境省に移ることによりまして、環境維持の側面から環境省が携わっていただけるのは非常に摂津市にとってはメリットしかないと考えております。

以上です。

○松本暁彦委員 分かりました。結構です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。「なし」と呼ぶ者あり

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1 時 5 8 分 休憩)

(午後 2 時 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第 20 号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第 20 号について確認の意味でお聞かせいただきたい。

今回、この委員報酬に関わって、日額だけでなく時間額が加わることに至る経緯を教えてください。

○村上英明委員長 松本参事。

○松本学校教育課参事 今回、時間額を定めるに至った経緯についてお答えいたします。

これまで教育委員会の附属機関である

いじめ問題対策委員会の報酬につきましては、会議を想定した日額 9,000 円と定めておりました。

しかしながら、他市の動向そして日本弁護士会連合会から報酬について示されているガイドライン等を鑑みて、今回、この時間額の設定をすることを判断いたしました。

以上です。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 本市においては、これまでそうした事例というか、必要に迫られるようなことはないように感じています。他市においては、いろいろとされている中を見ると、日額だけではなくてこういった規定を設けるのだと思います。参考にされている他市のいろいろな情報の下でつくられているということだったら、金額面においても他市並みということでしょうか。

○村上英明委員長 松本参事。

○松本学校教育課参事 他市の状況といたしましては様々調べまして、近隣他市同等の金額でございます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 いじめ問題につきましの報酬額です。一般会計でもいろいろいじめについての質問はさせていただきました。先ほどからあるように今のところは摂津市としてはそういう具体的事例は上がっていないということでした。件数は、800 何件ということで広がってきているということです。

これはどこであってもおかしくないということにも通ずると思います。他市であることは対岸の火事ではなく、うちでも十分に起こり得ることだという感覚の下で対応していただいていると思います。条例が改正され、そういうふう思ういい時で

はあります。これを機にまた現場でもしっかりと気持ちを引き締めて事に当たっていただくということをお願いしておきます。要望です。

○村上英明委員長 ほかございますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 このいじめ問題対策委員会は特に今ではないということです。重大事案が起きてないという認識をしています。

それに至る小さいところについては多々ある中で、件数も非常に伸びている。これは認知が非常に増えてきているところ。早期対応と重大事案の未然防止が今、一定できていると理解はしております。

やはり気になるのは教員の負担が増えている。以前も一般質問等で、教育委員会としても、負担が増えているとお聞きをしております。

結局、学校だけで対応できずに第三者に入ってきてほしいから、このいじめ問題対策委員会に至るまでも教育委員会に、保護者も学校側も求めてきていると認識をしております。

これによって様々、業務の負担が増大し、数が増えれば増えるだけ、当然、時間を費やされるので、本来業務ができないというのもおかしな話です。そこについては教育委員会としてしっかりと、本当に必要な時間や対応する人が必要なのかとか、ちゃんと精査をしていくべきだと思います。

学校の負担もしかりなので、このいじめ問題対策委員会委員だけでなく、もう一つランク下といいますか、教育委員会で自由にもっと柔軟に動かせる人材もしっかりと考えていく必要があります。

そのために実際どれだけ時間がかかっ

ているのかもしっかりと分析する必要があることを要望して終わります。

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時7分 休憩)

(午後2時8分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第23号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第23号についてです。本議案において、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合ということです。代表質問、それから予算審議、一般会計の中でも様々議論もしてきたと思っています。

改めて、その議論の中で最近の校区の地域の皆さん方の受け止めとか、そんなのについてはどのように把握されていらっしゃるのか、お聞きします。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。

松田課長。

○松田教育政策課長 地域の皆さんの受けとめ方についてという御質問でございます。

地域の皆様につきましては、令和4年度から様々な形でお話をさせていただいております。

これまで本当にいろいろな御意見をいただきました。率直な意見だったと思います。おおむね説明会に来られる方は、今後の学校のことについてというのが一番多かったと思います。今でもお会いすることがあれば、学校はどうなるのか、特に通学はどうなるのか、とおっしゃってられます。

保護者に限らず、地元の皆さんも、子供

の通学路が一番大きな課題として受け止めていただいていると思います。

ほかには、学校の実際の運用、PTA活動といったことであるとか日頃の子供たちに関わるが多く、それなりに統合するということは受け止めていただいていると思っています。その上での今後のことを不安に思っておられると思います。今後、私たちが詳細な、様々なことを決めていくに当たりまして、保護者だけではなく地元の皆様にも様々な形で伝えていきたいと考えています。

保護者については、様々な決め事にも入っていただくこともありますし、どういう名前になるかはまだ決まってないんですけども、統合だよりなどのお便りを、都度都度出ささせていただいて、未就学児も含めて情報を共有化してまいりたいと考えております。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

学校統合に関わっては、私が議員になる前、味舌東小学校それから三宅小学校と柳田小学校の統合がされました。当時は地元の住民の皆さんの大きな反発もあったかと思っています。そういうことをまだ記憶されていると思います。

今回の鳥飼地域の問題もその当時もういろいろ議論があったかと思っています。当時はいろんな、鳥飼地域でも声が上がっていたと思うんです。今回の議論の中ではそこまで大きな反発というか反対の声は上がっていないのかと思います。

一方、昨年末の安藤議員の一般質問でも取り上げていました。地域を回っている中ではふつふつといろいろな声が上がっているんだということです。

そういったこともこれからの動きの中

で丁寧に、どういう形で応じていこうかということは検討されていると思っています。一定、これまでの議論の進め方についても丁寧にやってこられた部分はあると思っています。

ただ、じゃあ全面的によかったかと思えば、鳥飼まちづくりグランドデザインの所管は政策推進課が中心になっていると思うんです。そこの感覚のずれもあった部分も見受けられました。

そもそも、十数年前の味舌小学校や三宅小学校が統廃合等になったとき、次は鳥飼地域と言われていた。あのときから、子供の人口のことや、鳥飼グランドデザインみたいな動きをしとくべきだったんじゃないのかということも含めて考えれば、教育委員会だけの問題ではもちろんないとは思っているんです。今後より一層、考えていかなきゃいけないことがあると思っています。

市民の皆さんも何か仕方がないかなっていう感覚だったら、今後、住み続けたいまちというか、鳥飼小学校の職員の今後のことを考えても、この条例になかなか賛同ができないことだけお伝えをして、私からは以上です。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 統廃合の案件は非常に簡単な案件になっていますけど、私は、3回目です。最初は三宅幼稚園の統廃合で、もう随分前になります。このときも、実は採決のときには物すごい人が来られ、議場に入れないということで大会議室を開放して、反対されて、反対運動の中でこれも一応、可決されました。

その後、三宅小学校、味舌小学校の廃校のときは、大雪が降る中、旗を立てて反対派の人が並んでいました。そのときも、傍

聴者がいっぱい大会議室に皆さんおられる中で賛成をしたという非常に重たい判断をしてきました。

当時は圧倒的に財政問題です。財政が厳しい、とにかく赤字再建団体に陥るという下で、統廃合もこれありきですということが言われました。

今回、財政問題は全く触れられていない。これは、子供たちの教育問題という観点で、進められてきたということで大きく観点の違いがあるわけです。

当時、小学校の適正配置については味舌東小学校、三宅小学校は柳田小学校と千里丘小学校と三つで検討する。鳥飼小学校は鳥飼東小学校と第五中学校の問題もありました。一応、中学校問題があるから、鳥飼小学校については今回の検討から外されたんです。

そのときから子供たちの人数が減ってきていることが指摘をされていました。ただ、そのときは財政問題がもう前面に出ていたことがあり、人口が減って、鳥飼地域が大変になってくるという観点には至っていなかったのは残念です。

そのときから鳥飼地域の人口減少のことに注目をしていれば、もっと早く、何かいろいろ対応ができたかも分からない。それはもう今になっての話です。当時はまだいろいろなことが山積していました。開発をしなければいけない。

例えば、南千里丘の開発もまだ着手できていない現状でした。なかなかそんなところまでは行っていなかったと思います。これは市全体の人口が減ってきているということでの危機的な問題だったわけでございます。

今回は鳥飼小学校と鳥飼東小学校の関係ということです。学校が閉鎖されるとい

うことは、本当にいろいろなことが関係をしてくるんです、後々、尾を引いていきます。

まず、やはり子供たちのことが一番です。それから、連合自治会がどうなるのかという話もあります。三宅小学校も味舌小学校もまだ一緒になってないです。最初は一緒になる気風もあったんですけど、なかなかそうはできないことがあったり、今もまだ尾を引いています。

それから跡地利用もそうです。いまだに方向性も示せない状況が続いています。

だから、小学校がなくなるということは、後々まだまだいろいろな課題が山積をして残っていくことにつながると思うんです。この跡地利用についてもいろいろ議論されていますけど、地域の方にとって大事なことです。

なので、条例が通ったら終わりということではなく、まだまだその課題が続くんだということをしっかり認識して、地域の人にとってベストな形がどうなのかをしっかりと検討していかなきゃいけない。教育長の代わりに安田部長に一言だけいただいて終わりにします。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。

安田部長。

○安田教育総務部長 先ほど、藤浦委員からもいろいろと過去の経過等もお伝えいただきました。

確かに、子供の教育環境が強い大きな視点として今回の統合の結論に至っております。

確かに、学校というのは子供だけではなくて学校を軸として、地域の問題や防災、いろいろな問題がございます。

我々、教育委員会としては、まずは子供たちの教育環境を軸には置いております

が、教育委員会だけではなく大事なことだと思っております。そういった部分では、代表質問等でもお答えさせていただいたんですけども、摂津市立鳥飼東小学校統合協議会というのを、このたび2月に設けております。

その中で、学童とか地域連携も関係課を含めて話を進めていくこととなっております。その辺、御心配のところは何とか我々もしっかり関係課と協力しながらやっていきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。鳥飼グランドデザインを中心に、それらのことについてしっかり検討していただけると思っています。

危機的状況にあるのは共通の認識だと思えます。鳥飼地域に再び多くの人に住んでいただけるようなすばらしい地域にしていくことが必要だと思います。その一環になるように頑張りたいとお願ひ申し上げまして、終わります。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 こちらにつきましては、ようやく統合ということに、過去の質疑も踏まえてなったのかと思っております。

特に、鳥飼のまちづくりに関しては我が会派の光好議員が鳥飼グランドデザインになる前から鳥飼地域の活性化ということで様々な提言をする中の一つとして、教育の魅力化が必要だと、子供たちの減少を食い止めることが必要だと提言をして、鳥飼グランドデザインの中にも魅力ある教育環境の提供をしっかりと記載するようにとずっと質問をして、実際にグランドデザインにも載る、そういった様々なやり取

りがございました。

その中で我々の会派は、義務教育学校を提案しておりました。小・中一貫校で、他校にはない魅力ある学校をそこに作ることによって、子供たちをしっかりとそこに引きとめておく。あるいはそこに魅力を感じた保護者が引っ越しをしてきてくれる。実際、適正規模の確認をしたところ、第五中学校自体もすごく少なくなってしまっていて、義務教育学校としての効果も難しいという結論に至って、今回、取りあえず鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に至ったと理解をしております。

今回の光好議員の代表質問でも、しっかりと魅力ある教育環境を鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合によって実現をしていただきたいと強く要望しております。

これから協議会をされるということですので。当然、様々な議論をする上で、鳥飼小学校と鳥飼東小学校は単なる人数が少なくなったからというものじゃなくて教育をいかに向上させていくかにぜひ焦点を絞っていただきたい。

地域住民は、様々な御不満がある一定の中で、統合してよかったと思っただけの形にしていただきたい。

そういった中で、統合時には様々な研究校もあります。加配教員もいっぱいいて、習熟度別もしっかりして、学力も非認知能力も認知力も上げていく。ぜひそういった研究校にしていただく、それぐらいの意気込みを持って取り組んでいただきたい。

協議会で様々な意見を聴いてその意見を反映するだけでなく、教育委員会としてどうあるべきだと、この鳥飼小学校、鳥飼東小学校が、少子高齢化において対応できる魅力ある学校を、教育委員会としてこうあるべきだとしっかりと持って取り組んでい

ただきたい。

これまではネガティブなところでの結果になっています。ぜひポジティブな形にしていだけるよう強く要望します。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2 時 2 4 分 休憩)

(午後 2 時 2 6 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第 1 6 号の審査を行います。

本件について、補足説明を求めます。

大橋次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 議案第 1 6 号、摂津市子どもを虐待から守る条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

児童虐待は子どもの心身の健やかな成長を妨げ、人格の形成に重大な悪影響を与えるだけでなく、尊厳を傷つけ将来にわたって苦しみ、時として子どもの命を奪ってしまう重大な人権侵害であります。

虐待により子どもの人権や安全な生活が脅かされることがないように、早期発見・早期対応はもとより、未然に防ぐことが何よりも重要であると考えております。

そのためには保護者のみならず市民、関係機関等に、改めて児童虐待に対する認識を高めてもらうことが必要であり、本条例を制定することによりまして、オール摂津で虐待のない地域社会を実現するとともに、子育て家庭が地域社会から孤立することなく安心して子育てができる環境をつくり、子どもの安全・安心な生活の向上に資するまちを目指すものでございます。

それでは、前文及び各条文につきまして

御説明申し上げます。

まず、前文では、虐待は重大な人権侵害行為であり、いかなる理由があっても決して許されるものではないことを明記し、虐待を未然に防止するためには、子育て家庭が孤立することなく地域全体で支えていくことが不可欠であることを提起しております。

そのためにも、市・保護者・関係機関・市民等が一体となって、子どもを虐待から守る取組を推進し、虐待のない地域社会の実現を目指すため、この条例を定めることとしております。

次に、第 1 条は、この条例の目的として、子どもを虐待から守る政策の基本的事項を定め、総合的に推進し、虐待のない地域社会の実現を図ることで、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを規定しております。

第 2 条は、児童虐待の防止等に関する法律に規定する子ども・保護者及び虐待の定義に加え、関係機関等、市民等及び通告受理機関について定義しております。

第 3 条は、この条例の各条文を規定する上での基本理念について規定しております。

第 4 条は、市の責務として、子どもの安全確保や子どもを虐待から守るための政策の実施などを規定しております。

第 5 条は、保護者の責務として、子どもの養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、子どもの健全な成長を図るよう努めることなどを規定しております。

第 6 条は、関係機関等の責務として、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもを虐待から守る取組に努めることなどを規定しております。

第7条は、市民等の責務として、市及び関係機関とともに、子育て家庭を支える主体として地域における見守りや子どもの安全確認、市の政策に協力することなどを規定しております。

第8条は、市が関係機関等との連携により、妊娠期から必要な支援を行うことなどを規定しております。

第9条は、市が虐待の未然防止を図るため、保護者や関係機関等に専門的な知識や技術の提供等の必要な支援を行うことなどを規定しております。

第10条は、市関係機関等及び市民等は虐待の早期発見に努めることなどを規定しております。

第11条は、通告や相談が市に寄せられた場合における子どもの安全確認や迅速な対応ができる体制整備を行うことなどを規定しております。

第12条は、虐待を受けた子どもが再び虐待を受けないように、必要な支援を行うことなどを規定しております。

第13条は、虐待を行った保護者に対する指導や心身の回復に資する支援を行うことを規定しております。

第14条は、子どもを虐待から守ることについて、市民等の理解が深まるよう、児童虐待防止推進月間を設けることなどを規定しております。

第15条は、要保護児童対策地域協議会について、機関連携を深めながら運営を行うことや定期的な研修の実施を規定しております。

第16条は、虐待の防止等に関する政策を推進するため、必要な財政上の措置を規定しております。

第17条は、市長への委任規定でございます。

以上、議案第16号、摂津市子どもを虐待から守る条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 では、西谷委員。

○西谷知美委員 詳しい説明ありがとうございます。

今回の摂津市子どもを虐待から守る条例制定の件に関して、市長及び皆さんの虐待をなくすという強い決意を感じる内容になっており、そこに関しては高く評価するものです。何点か気になることがあったので、お聞きします。

1点目、千葉県野田市も非常にひどい虐待、お子さんが死に至った事件がありました。そちらが先行して条例を定めており、高齢者・障害者なども施設で様々な虐待事件が起きていることから、社会的弱者を虐待から守る内容になっています。

子どもに限定した狙い、様々な社会的弱者を守るという観点の条例にもできたと思うんですけども、他市の条例は参考にしたのかお聞きします。

○村上英明委員長 古賀課長。

○古賀家庭児童相談課長 他市の事例を参考にしたかという点についてお答えいたします。

他市におきましても、障害者虐待ですとか高齢者虐待を含めた虐待防止に関する条例制定を行ってることについては認識いたしております。そういった障害者虐待、また高齢者虐待を防ぐことももちろん大切ですし、我々としましても、そういった点につきまして検討いたしました。

ただ、他市の条例を拝見しましたけれども、虐待の対象範囲を広げてしまいますと、非常に定義が多くて、非常に読みづらい部分もあったりしてそれぞれの機関における責務も網羅的な表現で、焦点がぼやけて

いる点もありました。そういったところで市民や関係機関にも非常に伝わりにくい印象を受けました。

本市におきましては、児童虐待による死亡事案、もちろん野田市も同じではあると思うんですけども、発生したことについてはすごい大きな痛ましい事案でございます。二度と同じようなことを起こしてはならないと、この強い思いを行政だけではなく市全体に浸透させていくということが重要であるという認識の下、今回、子育て世帯の孤立防止も図る重要な視点も取り入れたいという思いもございました。何よりも将来を担う子どもを虐待から守っていくというところに重点を置いた次第でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 障害者・高齢者の方々を含めてしまうと責務がぼやけてしまうことについては理解いたしました。

こちらの条例を読んでいてすごく感じたのが、保護者であるとか大人からの視点のみに重視しているところです。例えば、子ども本人の人権を尊重するような内容が欠けていると思いました。

子どもの人権的な条例を制定するといったお声であるとか動きはなかったんでしょうか。

はっきりと取り沙汰されることはそんなにないんです。私、教育虐待もすごく問題だと思っています。大人側の視点によってよい子に育てるために子どもの意向が無視された関わり方も問題になってくるかと思います。子どもの人権といった視点はどう組み込んでいくおつもりか、お聞かせください。

○村上英明委員長 古賀課長。

○古賀家庭児童相談課長 子どもの人権

の視点でございます。

子どもの権利条約で意見表明権というところをうたっておりまして、この意見表明権については我々としましても、条例に落としていく必要があると考えております。

虐待防止に当たりましては、しっかりと「子どもの意見を尊重しつつ、最善の利益を考慮しなければならない」という文言もこの理念に落とし込んでいるところがございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 条例の中に子どもの人権といった視点について言及していると理解できました。

この中には「市民等の責務」も言及されていると思うんです。その市民が関わる方法と全市的に取り組むことについて、部長からお聞かせいただきたい。

○村上英明委員長 大橋部長。

○大橋次世代育成部長 そうしましたら西谷委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

市民等の責務との関わりでございますけど、今回、市民だけでなく関係機関等も責務規定ということで、この条例の中に、役割ではなくて、どちらかという強い責務ということで記載をさせていただいております。

3歳児の死亡事案につきましては、正直、市民の方からの声があったにもかかわらず、ああいうことになってしまったことで、その部分については我々としても非常に反省をしているところがございます。

それで、改めて市民の皆さんと関係機関の皆さんも市民と言え部分があると思うんです。当時、意見をいただいた方はその時点ですごく、その対象家庭を気にして

いただいてまして関心を持っていただいて、市に通告していただいたと思うんです。そういうふうに関心を持って市にお声を届けていただける市民の方もいらっしゃるんですけども、そうでない、児童虐待についての認識がまだまだ深まっていない市民の方もいらっしゃると思います。そういった方たちを、掘り起こすという言い方が悪いかもしれませんが、できるだけ多くの市民の方に児童虐待についての認識を高めていただきたく、今回、あえて条例という形で制定をさせていただきたいと考えて、その中でも責務規定というものを設けさせていただいております。

毎年11月に、児童虐待防止月間ということでキャンペーン等もやっておるんです。代表質問等でも答弁をさせていただいたんですけども、できるだけ市民の方に直接、我々の思いが届くように、出前講座であったり、そういう市民の方も参加いただけるようなイベントを考えながら、しっかりこの条例が浸透していくように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 市民参加の件について、オレンジリボンキャンペーン等を実施し、巻き込んでいくお話もありました。

摂津市においては2022年度から子ども食堂への支援などもあります。今、大分、広がってきて、最初は市域の北部にしかなかったのが様々なところで実施されるようになってきています。

市民の方々もそういった事件があったことに対して、虐待を防止するために参加されている方もいらっしゃると思います。

なぜ子どもの権利のことに言及したか

というと、3歳男児の件も非常に痛ましかったんですが、昨年7月に摂津市の保護者の方が無理心中された事件がありました。その件について、私はすごく市の取組がもっと必要なんじゃないかと思っています。

子どもの視点での取組も必要なんじゃないかなと思いますので、この条例は条例として評価いたしますが、今後も様々な視点からお子さんの成長が妨げられることがないように親の孤立化を防ぐように取り組んでいただきたい。最後、要望しておきます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時47分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

次に弘委員。

○弘豊委員 議案第16号に関わって質問させていただきます。

この間の予算審査のときにもお聞かせいただきました。また代表質問等々でもいろいろな議論もあったと思うんです。1点お聞きかせいただきたいです。

12月26日から1月25日にかけてパブリックコメントということで市民の意見公募を行われています。

ホームページにも内容がアップされて見ましたので見ましたら、4件の意見があって、中には意見を受けて条例の変更など文面で盛り込まれている部分があると思います。そこら辺りのところを紹介していただきたい。

○村上英明委員長 古賀課長。

○古賀家庭児童相談課長 パブリックコメントに対する御質問にお答えいたします。

意見は4件、出ております。大まかになりますけれども、1件目が子どもを保護す

る内容ですとか、もう2件目が子どものしつけと虐待の違いについてであるとか、それと3件目が市の責務で、しっかりと果たせるように必要な人員体制を構築することですとか、4件目が先ほど西谷委員からもありました虐待対応に当たって、子ども自らが声が上げやすい環境ですとか、子どもの話をきちんと聴いてあげることが大切であり、子どもの意見表明、そういった点をしっかり条例に盛り込みが必要であるというような御意見をいただきました。

その中で、庁内で議論した結果、先ほど申し上げました基本理念におきまして、「子どもの意見を尊重しつつ」という文言を追加した次第でございます。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。私は以前から、条例をつくり上げていく段階から市民の皆さんの声もしっかり聴いて、みんなで作くり上げ、みんなで実践をしようみたいな気風が大事だとお伝えしていたと思います。

そういう意味では、出された意見としてはそれほど多くないというか、ある意味、少なかったかと思うんです。今、紹介のあった方の御意見、「虐待対応にあたっては、子ども自らが声を上げやすい環境や子どもの話をきちんと聞いてあげることが大切であり、子どもの権利条約で規定されている子どもの意見表明権（アドボカシー）の重要性を条例に盛り込む必要がある」とおっしゃっておられる。この議案の2ページ、基本理念について、第3条第2項の2行目に、「子どもの意見を尊重しつつ」と盛り込まれているということだろうと理解しました。

そうやって一緒につくり上げた条例だったら、意見を出された方も本当に自分の

声だと思われると思います。

そういった意味では、この条例をみんなのものとして仕上げていく、これからの部分が大事かと思いました。この条例の中に、血肉にしていく、そういった取組に期待をしたいと思います。

私からは、以上にしておきます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ずっと議案を読んでまいりまして、最初の理念を書いているところです。「地域社会から孤立することがないように、地域全体で子育て家庭を支えていくことが重要となります。そして、未来を担う子どもを虐待から守ることは、地域社会の責務と捉え、市、保護者、関係機関等及び市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となって子どもを虐待から守る取組を推進することで、虐待のない地域社会を実現するために、この条例を制定します。」と書いてあります。

特に気になるのは地域社会やなど直感をしました。

地域で孤立をさせないようにしっかり守れる、そんな地域をつくっていくことを、最初に書いていただいております。書くは簡単ですけど、実際は難しい、どんどん難しくなっています。地域のつながりが薄れていく中で難しくなる段階です。

これをあえて書いてあるということは、それを重視して、市民の責務の中にもありますけど、期待をされていると思います。

周知も含めて、オール摂津でと言われていました。そのために今後、どうこの条例を市民に浸透させていこうと考えておられるのか。

具体的に言ってはりました。オレンジリボンキャンペーンをするとかいろいろなところで発表するということもあります。

それ以外に何か仕掛けを考えておられるのかどうかも含めて、総括的に部長からお答えしていただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 大橋部長。

○大橋次世代育成部長 藤浦委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども少し答弁をさせていただいたんですけども、11月に単純に月間であるからキャンペーンをするということもあるんですけども、そのときにいかに条例を認識してしていただくか、条例の内容についての周知をするかということは工夫しながら月間の取組についても考えていきたいと思っております。

また、代表質問でも少し御答弁させていただいたんですけども、ホームページとあと広報紙でも1回切りじゃなしに、何回か定期的とまではなかなか難しいかもしれませんが、極端に言いますと、市民の方に虐待という文字を目に触れさず、そういった取組も必要かと思えます。今、課内では、啓発チラシ的なものも検討しております。そういったことに地道に取り組みながら、少しでも多くの皆様に児童虐待ということを認識していただき、また、事案以降、御近所の方から泣き声通告であったり、そういったこともかなり件数的には増えてきております。我々はこの条例をきっかけに地道に取り組むことで、さらにそういった輪が広がるように取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 本気度が大事だと思います。本気度を示すためにはあらゆる場面を通じてしっかり訴えていく、また地域の方の集まりとかで訴えていくようにでも

していただきたい。期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○村上英明委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 意見だけにさせていただきます。

児童虐待の防止につきましては、我が会派も非常に力を入れております。毎議会ごとに提言等もさせていただき、そこからいろいろと政策を打っていただいております。MY TREEとかアウトリーチャーとかです。

そして、理念もしっかりとつくっていただきたいと要望させていただきました。このようにしっかりと条例制定も提出されたことについては高く評価をいたします。

だんだんと体制が整っていく中で、これをどうキープしていくかがこれから問われることになっており、条例があることは非常に大きな意義があると思えます。常に担当者はこれを見て、学んで、そして心新たに日々、初心に戻ってやっていただきたい。

あと、摂津市の3歳児が虐待で亡くなった事案もそうですけども、他市の事案でも、多いのはいろいろ市を転々として、また、どちらかという母親一人と子どもです。そして、そのパートナーがいじめて虐待をするケースが多いと見ております。

こういった中で、地域社会もそうですし、また、新たに摂津市に来られる方々に対してもこの条例があるとしっかり周知をしていただきたい。

ふだんからいる方は、しっかりと孤立家庭を防止する地域教育をやっていくことはできます。突然、来て、また何かあったらどっかに行く、そういった家庭もあろうかと思えます。そういった家庭が大きな重

大事案を起こす可能性もあるということです。例えば、転入された方に対してこの条例があることを周知する。そういったところでもしっかりとやっていただきたい。

これも踏まえ、さらなる児童虐待防止に取り組まれることを要望し、終わります。
○村上英明委員長 次に、出口副委員長。
○出口こうじ委員 私からも一言、意見だけ伝えます。

立派な条例をつくっていただいております。ありがとうございます。どんな条例でもそうです。例えば、ポイ捨て禁止の条例をつくったからポイ捨てがなくなるかといったらそういうわけでもないです。やはり、判断力・現場力・実行力をしっかりと発揮していただいて、二度とああいう悲しい事件が起きないように、前向きに職員、そして我々議員もしっかりと市民の皆様に周知していきまいたいです。

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 休憩)

(午後 3 時 1 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第 24 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

西谷委員。

○西谷知美委員 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件です。児童センター施設のことが書かれています。つくし園とめばえ園です。

何度か委員会でも言及しているんですけども、市の端っこにある施設で、なかなか通うのも大変といった市民のお声も聴いております。

人口が多い地域には相談に来られる方も多いです。一部機能を市域の北部にも移すとか、今後、公的施設を建て替えたときにそういった相談ができる場所について、児童発達に関する悩みを抱えている方が、虐待したり、また、自死されるケースも見受けられますので、そういった取組を考えていただきたい。要望でございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 2 分 休憩)

(午後 3 時 3 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第 25 号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第 25 号について、確認の意味を込めてお聞きしておきます。

今回の条例改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正があり、この条例の一部文言が加わっていくことだと思います。

この改正に伴って、具体的に摂津市内で分かるようなイメージをお聞かせいただきたい。お願いいたします。

○村上英明委員長 湯原課長。

○湯原こども教育課長 今回の条例改正につきましては大きく 3 点改正させていただいております。

まず、条例の第 23 条の改正につきましては、これまで認定こども園、保育所等を利用するに当たって、重要事項説明書というものがございます。重要事項説明書につ

きましては、施設内での書面掲示が義務付けられておりました。

この書面掲示につきまして義務づけを見直しまして、書面掲示に加えまして、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないと、そういった改正でございます。

2点目の第36条第3項の改正につきましては、こちらは文言の整備ということでございます。

3点目の第53条第2項第2号の改正につきましては、この規定中「磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」という文言につきまして、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」という文言に改めて文言の適正化を図るといった内容になってございます。

大きく変わる部分につきましては、冒頭、申し上げました第23条の改正で重要事項説明書がインターネットを利用して見ることができるという部分につきましては、利用者であったり、これから利用されようとする方について、利便性の向上が図れるものと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。今、説明のありました1点目の重要事項説明書です。大体、契約等々を結ばれる際にいろいろと細かくこういう内容でというようなことです。それを理解して契約、利用しますということになると思うんです。実際、これまでだったら園に行ったらあるけれどもということなんでですか。

ふだんから目にする人が多いような

ものではないと思うんです。何がしかトラブルというか、お互いの認識のそごがあったときに、ここにこう書いているでしょ、ということになると思うんです。この間、摂津市内で保育所、こども園等の利用の中身について、もめたことというのは割とあるのですか。

今回、国でこういうような基準改正をされるのは、そういうことがあるのかと思ったりしたんです。その点お聞かせいただきたい。

○村上英明委員長 湯原課長。

○湯原こども教育課長 この条例改正の重要事項説明書につきましては、施設の概要、その施設の目的、また運営の方針等について記載したものになってございます。

利用するに当たっては、重要事項の説明を受けて、その利用に関して同意をしていただく手続になってございます。

特段、その重要事項説明書の内容で何かトラブルになって、市役所のほうにお声をいただいたことは少ないかと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 8分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 賛成多数。よって本件を可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件を可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件を可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第16号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

文教上下水道常任委員会における令和6年度の行政視察につきましては、昨年12月5日の本委員会で視察項目など協議させていただきました。

視察項目につきましては、通知表がない学校、ユースセンターなどの2項目を候補とし、視察先や日程等については調整する

こととしておりました。

しかしながら、通知表がない学校については実施自治体も少なく、再度、委員長団で協議をした結果、災害後の学校運営を候補とし調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

日程につきましては、5月16日木曜日から5月17日金曜日の2日間で、視察先につきましては熊本県熊本市及び福岡県久留米市です。

熊本市では災害後の学校運営について視察を行います。

熊本市は平成28年4月14日及び16日の熊本地震により80名以上の方が亡くられるなど、甚大な被害を受けました。この震災により熊本市立全148校・園が被災し、児童・生徒などの安全確保のため全校が休校となりました。

このような中、熊本市では全市立校・園の早期再開及び再開後の対応に向けて進めてこられた様々な取組について視察を行います。

また、久留米市では、校外教育支援教室について視察を行います。

久留米市では、心理的理由などにより、学校に行けない児童・生徒に寄り添った支援や基本的に生活習慣の改善を図ることで社会的自立へとつなげていくことを目的として、校外教育支援教室「らるご久留米」を開級しておられます。

また、学校との連携や保護者支援も実施されており、学校や保護者が一体となって不登校支援をされている取組について視察を行います。

以上が、視察案の内容となりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、ただいまの協議のとおり決定します。

暫時休憩します

(午後3時17分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、熊本市の災害後の学校運営、久留米市の校外教育支援教室について、視察を実施させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、上下水道行政についてを令和7年3月31日まで、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、本委員会の初日に弘委員から提案のあった千里丘小学校仮校舎視察の件についてです。4月11日木曜日午後3時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会します。

(午後3時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 村上 英明

文教上下水道常任委員 藤浦 雅彦